

# 士師記

この書を士師記と稱するのは、イスラエルに王のできる前、人民を支配していた士師等の治世に起つた事の歴史が、これに記載してあるからである。本書の筆者は、一般の説に従えば、預言者サムエルであるという。

## 第一章

イスラエル人のカナアン人征服とその寛大。

一 ヨズエの死後、<sup>1)</sup> イスラエルの裔等に  
主に訊ねて<sup>2)</sup> 云いけるは、「我等に先  
立ち上り行きてカナアン人を攻むべき  
者、この戦争に將となるべき者は誰ぞ  
や。」と。主乃ち曰いけるは、「ユダ  
こそ上り行くべけれ。視よ、我彼の手に  
その地を付せり。」と。三時にユダそ  
の兄弟シメオンに云いけるは、「我と

第一章 リヨズエは幾度か出征して全地を征服し（書一  
一一二章）、各支族にその居住地を割當てた（書一  
三一二二章）。しかし本當にその地を占め居を定めた  
のは、本書一節以下に明らかである如く、漸くヨズエ  
の死後に至つてであつた。一<sup>2)</sup>主に伺いを立てるには、  
ウリムとトウミムを用いたらしい（出二八・三〇。民  
二七・二一参照）。一のユダ、シメオン兩族の始祖は、  
母親が同じであつた（創二九・三三、三五）。更にシ  
メオン族の領地はユダ族の領内にあつた。

共にわが領分に上り行きて、カナアン人と戦え。さらば我も汝と共に汝の領分に行かん。」と。よりてシメオン彼と共に行きぬ。

四 かくてユダ上り行きしが、主彼等の手にカナアン人とフェレズ人とを付し給いたれば、彼等ベゼクにおいて一萬人を討てり。

五 しかしてベゼクにてアドニベゼクに會い、之と戦いてカナアン人及びフェレズ人を撃破りぬ。六 されどアドニベゼク逃れければ、

七 彼等之を追いて捕え、その手足の指趾さきを切りしに、<sup>4</sup>セアドニベゼク云いけるは、「七十人の王、曾て我にその手足の指趾さきを

を切られて、わが食卓の下に食物の残り屑を拾いしが、<sup>5</sup> 天主はわが爲したる所をさながらに、我に報い給えり。」と。人々之を

八 イエルサレムに引き行きしが、彼其處にて死せり。八 それよりユダの裔等は、イエルサレムを圍み攻めて之を取り、<sup>6</sup> 劍の刃もて

九 撃ち、全市に火を放ちぬ。九 然る後彼等下り行きて、山地と南方

の拇指大趾を切り落すのは、他人を戦闘不能にするために、昔よく用いた手段。―<sup>5</sup>食卓の下でパンを拾うのは犬である（墳一五・二七）。人間がそらするのは、ただひどく困っている時だけ（路一六・二一）。―<sup>6</sup>彼らが取つたのは少くとも同市の下町方面であつた。シオンの要塞を陥れることにはいつも成功せずこれはダヴィドの頃まで依然カナアン人の掌中にあつた。

一〇と平野へいやとに住すめるカナアン人びとと戦たたかいたり。一〇即すなわちユダ進すすみて、ヘブロン  
 (その名なは舊もとカリアト・アルベなりき)に住すめるカナアン人びとを攻せめ、セ  
 二サイ、アヒマン、及びおよトルマイを討うち、<sup>7)</sup>二其處そこを去さりて、その古いにしえの名な  
 を、カリアト・セフェル、即すなわち文字もじの市まちと云いえるダビルの住たみ民もとの許もとに  
 三攻せめ寄よせぬ。二二その時ときカレブ云いけるは、「我われはカリアト・セフェルを  
 三討うちて之これを荒あす者ものに、わが娘むすめアクサを妻つまとして與あたえん。」と。<sup>9)</sup>二三然しかるに  
 ケネズの子こにしてカレブの弟おとうとなるオトエニエル、<sup>10)</sup>之これを取とりしかば、そ  
 一四の娘むすめアクサを彼かれに配つれあ偶いとして與あたえたり。<sup>一四</sup>さてアクサ旅たびに上のぼらんとする  
 に當あたり、その良おつと人これ之これに勸すすめて、その父ちちより畑はたけを請こわしめんとしたれば、  
 一五驢ろば馬ばの上うえに坐ましながら溜ため息いきを吐つきてありしに、カレブ之これに云いけるは、  
 「汝なんじ如何いかにかしたる。」と。<sup>一五</sup>之これに答こたえて曰いわく、「我われに祝しゆくふく福ふく」<sup>11)</sup>を與あたえ給たまえ。  
 卿おんみは我われに乾かわ燥かわ地ちを與あたえ給たまいたれば、また水みづ多おほき地ちをも與あたえ給たまえ。」と。  
 茲こゝにおいてカレブ、上かみの水みづ多おほき地ちと下しもの水みづ多おほき地ちとを之これに與あたえぬ。<sup>12)</sup>

7) 書一五・一三  
 以下。——8) 多分  
 そこに名高い學  
 校か圖書館があ  
 つたので、かく  
 稱せられたので  
 あるう。——9) 最  
 高最愛の者とす  
 る印(母上一七・  
 二五。代上一一・  
 六)。——10) 最初の  
 士師になつた人  
 本三・九以下參  
 照。——11) 婚禮の  
 贈物。——12) 書一  
 五・一九。

一六 一六 さてモイゼの縁戚キニテの裔等は、棕櫚の市<sup>13)</sup>より、ユダの裔等と共にアラドの南にあるその領分の荒野に上り行きて、之と共に住めり。一七 さてユダはその兄弟シメオンと同行して、共にセファートに住めるカナアン人を討ちて之を殺しけるが、その邑の名はホルマ、即ち呪咀と稱ばれたり。

一八 ユダはまたガザとその境界内、及びアスカロン、アツカロンとそれぞれ一の境界内をも取りぬ。一九 主ユダと共に在しければ、彼、山地を獲たれども谷の住民等をば滅ぼすこと能わざりき。是は彼等利鎌付きの戦車<sup>14)</sup>を數多もちたりしに由りてなり。二〇 人々モイゼの云いし如く、カレブにヘブロンを興えしが、彼其處よりエナクの三子を滅ぼし去れり。<sup>15)</sup> 二一 さてベンヤ

ミンの裔等はイエルサレムに住めるイエブス人を滅ぼさざりき。かくてイエブス人はベンヤミンの裔等と共にイエルサレムに住みて今日に至れり。

二二 ヨゼフの一家<sup>16)</sup>も亦ベテルに上りけるが、主彼等と共に在しき。二三 即ち彼等舊ルザと稱ばれたるその邑を圍みおりし時、二四 市街より一人の人の出

13) イエリコ。申三四・三。代下二八・一

五参照。

14) 鐵の戦車、すなわち鐵の

武器の付いて

いるもの(書

一一・四、六、

九。一七・一

六等参照)。

15) 民一四・二

四。書一五・

一四。一<sup>16)</sup>す

なわちエフラ

イム族とマナ

ツセの西方の

半族。

二五 畏れみをかけん。」と。二五その人ひと彼等かれらに示しめすや、彼等かれら劍つるぎの刃はもて邑まちを撃うちぬ。されど彼かれ及びその親戚しんせき一同どうは之これを釋ゆるし去さらしめたり。二六その人ひとは釋ゆるされてへト人ひとの地ちに行ゆき、其處そこに市まちを建たてて之これをルザと稱よびしが、そは今日こんにちに至いたるまで然しか稱しようせられたり。二七マナツセもまた、ベトサン、タナク及びこれらおよの村々むらぐの住民じゆうみんをば滅ほろぼさざりき。かくル、イエブラーム、マゲツド及びこれらおよの村々むらぐの住民じゆうみんをば滅ほろぼさざりき。かくてカナアン人ひとこの時ときより彼等かれらと共に住すむに至いたりしが、二八イスラエルきやうだい強大きやうだいとなりて後のちは、彼等かれらをして貢みつぎを納おさめしめたれど、二九之これを滅ほろぼさんとはせざりき。二九またエフライムも、ガゼルに住すみおりしカナアン人ひとを殺ころさずして、之これと共に住すめり。三〇ザブロンもケトロン及びナールおよの住民じゆうみんを滅ほろぼさざりき。さればカナアン人ひと彼等かれらの中に住すみて、之これに貢みつぎを納おさむる者ものとなれり。三二アセルもまた、アツコ、シドン、アハラブ、アカジブ、ヘルバ、アフエク、ロホブの住民じゆうみんを滅ほろぼさざりき、三三即すなわちその地ちの住民じゆうみんたるカナアン人ひとの中に住すみて、彼等かれらを殺ころさざりしなり。

17) いつから納貢したか記してない  
 はずれにして  
 も士師  
 の時代  
 がたつ  
 につれ  
 て次第  
 にそう  
 なつた  
 のであ  
 るら。

三三
 ネフタリもまた、ベトサメス及びベタナトの住民を滅ぼさずして、その地三四
 の住民たるカナアン人の中なかにに住すみぬ。しかしてベトサメスの人々ひとら並びならにベタナトの人々ひとらは、彼かれに貢みつぎを納おさむる者ものとななれり。三五
 されどアモル人はダンだんの裔等こらを山やまに閉とじ込こめ、平野へいやに下くだる隙すきを之これに與あたえず、破片山かけらやま、及びアヤロンあよろん、サレビムさるびむに住すまいたりしが、ヨゼフの家いえの手て、重じゆう壓あつを加くわえしかば、之これに貢みつぎを納おさむる者ものとなりぬ。三六
 三六 さてアモル人の境界内さかいうちは、蝸坂さそりさか 18) より岩の町いわまち 19) を經へて、なお上に及およべり。

### 第二章

御使イスラエル人を譴責す—彼等己が罪を哭く—ヨズエの死後屢々罪に陥る。

一
 茲こゝに主しゆの使つかい 1) ガルガラ 2) より慟哭なげきの處ところ 3) に上のぼり來きたりて云いいはけるは、「我われ會かつて汝等なんじらをエジプトより携たずえ出いだし、わが汝等なんじらの父祖ふそに誓ちかいたる地ちに導みちびき入いれ且かつ、約やくしけらく、我われは汝等なんじらに對たいするわが契けい約やくを、永遠とわに徒あたならしめじ、  
二
 但ただしその然しかするは、汝等なんじらがこの地ちの住民たみと盟ちがい約やくを結むすばずして、彼等かれらの祭さい

### 第二章

1) マラク・イエホヴァー。天主の選民の歴史に屢々出て來

18) 民三四・四參照。— 19) イドウメアにある町。

壇を覆す場合においてのみ<sup>4)</sup>。然るに汝等はわが  
 聲を聽かんとはせざりき。汝等何の故にかく爲したる。  
 三 三さればこそ、我は汝等に敵あらしめ、その神々をし  
 て汝等の滅亡たらしめんとて、汝等の面前より彼等を  
 滅ぼすことを欲せざりしなれ。<sup>四</sup> さて主の使是等の言  
 をイスラエルの裔等一同に告ぐるや、彼等聲を擧げて  
 泣けり。<sup>五</sup> 是の故にその處の名は、慟哭、或は涙の處  
 と稱ばれたり。それより彼等そこにおいて、犠牲を屠  
 六 り、主に献げぬ。<sup>六</sup> 茲においてヨズエ民を去らしめし  
 かば、イスラエルの裔等各々その領地に行きて之を占  
 七 めたり。<sup>七</sup> かくて彼等は、彼が存命の間、及び彼の後  
 久しく生きおりて、主のイスラエルの爲に行い給いし  
 一切の御業を知れる長老等<sup>7)</sup> が存命の間、常に主に事

る御使。創一六・七以下、二二・一  
 一等参照。—2)ヘブレオ人がヨルダ  
 ン渡河後の、最初の宿营地。書四・  
 一九参照。—3)ボキム。下記の事件  
 によつてかく稱せらる。第五節参照。  
 4)御使はヘブレオ人に、その天主と  
 の契約の必要不可欠の條件に不忠實  
 であつたことを責める。出二三・三  
 二以下、出三四・一三以下参照。  
 5)聖櫃はシロにあつたから、これは  
 異例の供犠。—6)書二四・二八。  
 7)長老達は東方の地一帯にあつた。  
 アアラオの許にも(創五〇・七)、モ  
 アブやマデイアンにも(民二二・七)  
 ガバオンにも(書九・一一)。またイ  
 スラエルにも出エジプト前既に長老  
 といふものがあつた(出三・一六。一  
 七・五)。列王時代にはダヴィド家の

八 え奉れり。八さて主の下僕なるヌンの子ヨズエ、  
 九 百十歳にして逝きしかば、<sup>8)</sup> 九人々之をエフライム  
 の山地、ガース山の北側、その領地の境界にある  
 一〇 タムナトサレに葬りたり。一〇さるほどにその時代  
 の人々、皆その父祖の許に集められ、<sup>9)</sup> 主をも、  
 そのイスラエルの爲に行い給いし御業をも知らざ  
 二 る他の人々起りぬ。二さればイスラエルの裔等、  
 三 主の御眼前に悪をなして、バール<sup>10)</sup>に事え、二三そ  
 の父祖の天主にして、彼等をエジプトの地より導  
 き出し給える主を棄て、他の神々、即ち彼等の周  
 圍に住める民の神々に従いて之を禮拜せり。即ち  
 一三 彼等が主の御震怒を招きしは、一三主を棄て、バ  
 一四 ル<sup>11)</sup>及びアスタロト<sup>12)</sup>に事へしに由るなり。一四主

長老等についての記述があり(母下一二一、  
 一七)、また、ロボアムの話の中にもそ  
 れが出てくる(王上一二・八)。長老とは  
 年齢によらず、分別あり高德の人々であ  
 った。一<sup>8)</sup>書二四・二九。一<sup>9)</sup>彼らの靈  
 魂が父祖の許に行つた、すなわち彼らが  
 死んだ。一<sup>10)</sup>異國の神々バール及びアス  
 タロト。一<sup>11)</sup>バール(主)はカナアン人の  
 間における神に對する普通名詞である。  
 各處にそれぞれ違う神があつたから、多  
 くのバールがあつたわけである。それら  
 は皆根本の性質によれば日の神であつて  
 生命とみのりを授ける者と思われていた  
 らしい。その宮には「日の柱」を建てた  
 ものである。一<sup>12)</sup>アスタロトは男神のバ  
 ールに對する女神で、バールにいろいろ  
 あつたように、アスタロトにもさまざま  
 あつた。月の神で、やはりみのりを與え



一五 乃ちイスラエルに對して怒り、之を掠奪者の手に付し給いければ、彼等之を捉えて、周圍に住めるその敵に賣りしが彼等その敵に抗すること能わず、一五また何處に行かんとするも、曾て主の告げて彼等に誓い給いし如く、13) 主の御手、之に臨みたれば、彼等太く悩まされたり。一六やがて主、士師<sup>14)</sup>を起し給うや、彼等之を虐ぐる者の手より救い出しぬ。然るに彼等之にも聽くことを好まず、一七私に他の神々と通じて、15) 之を禮拜せり。彼等はその父祖の歩みたりし道を速かに棄て去りて、主の御誠命を聞きながら、萬反對に行いしなり。16)

一八 さて主士師を起し給うや、彼等が存命の間は、憐愍を催し給い、悩める者の呻吟を聞きて、之を迫害者の虐殺より救い給えり。一九されど士師逝きて後は、彼等また舊の如くなりてその父祖が行いしよりも遙かに悪しき事を爲し、他の神々に

且子を授ける。この女神のためには丘の上や、こんもり繁つた樹の下に、上部が女神像になつてゐる木の柱を立てた。一13)申二九・一参照。一14)天主に選ばれた指導者を士師と稱した。それは裁いたり判決を下したりするのを第一の任務としてゐるからでなく、敵の手から民を救い出して、正當の権を擁護すべき者であるからであつた(本三・九、一五。母上二四・一六参照)。一15)舊約聖書中に度々出てくるイスラエル人の偶像禮拜をさす云い方。出三四・一五以下参照。一16)利一七・七

二〇 従いて之に事へ之を禮拜したり。しかして己が志したる事をやめ  
 ず、その歩み慣れし頑固なる道を去らざりき。二〇 茲に至りてイス  
 ラエルに對して主の御震怒火と燃え、曰いけるは、「この國民は  
 わがその父祖と結びたる契約を破り、わが聲に聽き従うことを輕  
 二二 んじたれば、二二 我もまた、ヨブエが遺して死にし國々の民を滅ぼ  
 二三 さじ、二三 そは之によりて、イスラエルがその父祖の守りし如く、  
 二三 主の道を守りて之を歩むや否やを、試みん爲なり。」と。17) 二三 され  
 ばこそ主はその國々の民を遺しおきて、速かに滅ぼすを欲まず、  
 二三 ヨブエの手に付し給わざりしなれ。

### 第三章

イスラエルの民、最初の士師オトニエルにメソポタミア人の手より、後士師アオ  
 ドにモアブ人の手より、更にサムガルにフィリスト人の手より救わる。

17) 天主がカナアン人を一時にイスラエル人の手にお渡しにならないのには、いろいろな目的がある。(一)その地を漸次占領させる。(二)イスラエル人が天主の命を守るに忠實か否かを試みる。(三)イスラエルの民を改心させるよう懲らしめる

一 一 主が遺しおき給える國民は次の如し、主之によりて、イスラエル、即ちカナアン人の

二 戦争を知らざる總べての者に教え、<sup>二</sup>以て後にその裔等をして、敵と戦う  
 三 こと、軍事訓練を行うことを、學ばしめんとし給いしなり。<sup>三</sup>ファイリスト  
 四 人の五人の長、すべてのカナアン人、シドン人及びリバノン山中に住みて  
 五 パール・ヘルモン山よりエマトの入口にまで及べるヘヴ人。<sup>四</sup>即ち主がこ  
 六 れらを遺し給いしは、彼等によりてイスラエルが、モイゼの手によりて主  
 七 のその父祖に命じ給える御誠命を聽くや否やを、試みんが爲なりき。<sup>五</sup>然  
 八 るにイスラエルの裔等は、カナアン人、ヘト人、アモル人、フェレズ人、  
 九 ヘヴ人、イエブス人の中に住み、<sup>六</sup>彼等の娘を娶りて、己が娘を彼等の息  
 十 子に與え、また彼等の神々に事えたり。<sup>七</sup>かくの如く彼等は主の御眼前に  
 十一 悪を行い、己が天主を忘れて、パール及びアスタロトに事へぬ。<sup>八</sup>茲にお  
 十二 いて主イスラエルに對して怒り、之をメソポタミアの王クサン・ラサタイ  
 十三 ム<sup>二</sup>の手に付し給いければ、彼等八年の間之に仕えたり。<sup>九</sup>終に彼等主に  
 十四 叫びしかば、<sup>三</sup>主その爲に救濟者を起し、彼等を救い給いぬ。ケネズの子

第三章 1) 天

主はかかる異  
 宗婚を禁じ給  
 うた。殊に偶  
 像禮拜に奔る  
 懼れがあるの  
 で、一申七・  
 三。一<sup>二</sup>二重  
 の惡意ある黒  
 人」の義。イ  
 スラエル人が  
 彼につけた綽  
 名であるう。  
 3) エジプトの  
 壓制を受けて  
 いた時の如く

一〇 にしてカレブの弟なるオトニエル、即ち是なり。一〇主の靈之が衷に宿りたれば、彼イスラエルを裁判き、戦争に出征きしに、主、シリアの王クサン・ラサタイムをその手に付し給いしかば、彼之を撃破れり。二かくて國の平和なること四十年、ケネズの子オトニエル逝きぬ。二三然るにイスラエルの裔等、また主の御眼前に悪を行いにしにより、主モアブの王エグロンを強くして彼等に當らしめ給えり、是、彼等が御眼前に悪を行いたればなり。

二三 彼即ちアンモンとアマレクとの裔等を糾合し、行きてイスラエルを討ち棕櫚の邑<sup>4)</sup>を占領せり。一四よりてイスラエルの裔等十八年の間、モアブの王エグロンに仕えたり。一五されど後に至りて彼等主に叫びけるに、主之が爲にイエミニの子なるゲラの子にして名をアオドと稱ぶ救濟者を起し給いぬ、之は双手共に右手の如く利きたりき。一六 さてイスラエルの裔等は彼を通じてモアブの王エグロンに禮物を贈れり。一六即ちアオド自ら中央に手の掌の長さの束ある兩刃の劍を造りて、之を衣服<sup>5)</sup>の下、右腿の邊に佩び、

4) イエリコはヨズエに滅ぼされた(書六・二六)。しかしその内にイスラエル人がそこに定住した(王上一六・三四参照)。  
5) 故にアオドはその同族の他の戰士の如く兩手利きであつた。  
6) 使者達は長い衣服を着ていた。

一七 モアブの王エグロンに禮物を献げたり。因にエグロンは甚だ肥満せり。一八 さて、彼、王に禮物を献げたる後、己と共に來れる仲間の人々を従えて去りしが、一九 偶像のあるガルガラより引返し來りて、王に云いけるは、「ああ王よ、我卿に密に申すべき事あり。」と。よりて王靜肅<sup>8)</sup>を命じ、その周圍にありし者共皆出で去るや、二〇 アオド、王の許に入り行きしに、王は獨り夏の間<sup>9)</sup>に坐したり。彼乃ち「我卿に天主の御言を告げん」と云いしかば、王直ちに座を立ちしに、二一 アオド左手を伸べて己が右腿より短劍を執り、之をその腹に刺しけるが、二三 力まかせなりければ、刃諸共束までも傷口に入りて、豊かなる脂肉に埋まりたり。されば劍を抜き出さずして、刺したるまま、體內に遺しおきけるが、忽ち腹中の汚物、本具の祕處より迸り出でぬ。二三 茲においてアオド、慎重に部屋の戸を閉じ、錠を下して、二四 後の口より出で去れり。11) やがて下僕等來りて部屋の戸の閉鎖されたるを見、

7) 神々の石像。  
 8) 人ばらい。  
 9) 家の上部にある戸口の二つある部屋であつた。  
 10) この戸は鍵を用いず、締めることが出来るが鍵なしには開かぬのである。—11) アオドは天主にイスラエルの救済者として選ばれた者であるが(一五節)、聖書にはこのエグロンの暗殺が天主の命によつて行われたとは記してない。

二五

云いけるは、「恐らくは王夏の間にて糞し居給うならん。」と。二五か

二六

くて彼等恥を覺ゆるまで<sup>12)</sup>久しく待ちおりしが、開く者なきを見、鍵

二七

を取りて開き見たるに、その主君死して地に臥せり。二六さてアオドは

二八

彼等がうるたえ騒げる間に、遁れて、己が先に引返したりし偶像のあ

二九

る處を過ぎ、セイラトに到り、三七直にエフライムの山<sup>13)</sup>にて喇叭を鳴

三〇

らしければ、イスラエルの裔等彼と共に下り行きしが、彼はその先頭

三一

に立ちて歩めり。二八しかして彼等に云いけるは、「我に従え、蓋し主は

三二

我等の敵なるモアブ人を、我等の手に付し給えり。」と。よりて彼等

三三

その後につきて下り行き、モアブに至るヨルダンの徒涉場を占領して

三四

何人にも渡ることを容さざりき。二九かくて彼等その時モアブ人約一萬

三五

を討ち取りしが、そはすべて剛く毅き男なりき。その中逃れ得たる者

三六

一人もなし。三〇茲においてモアブはその日イスラエルの手の下に屈服

三七

し、國は八十年の間平和なりき。三二その後アナトの子サムガル出でて

12)「甚だ久しく」

という意味のヘブ

レオ語の云い方。

13) エフライム山の

南部は、アオドの

屬するベンヤミン

族の領内にあつた

14) フイリスト人が

急襲して來た時、

サムガルは鋤を使

つていたらしい。

彼は牛を追うのに

使う、金屬製の棘

のついた杖を即座

に武器として用い

たのである。

ファイリスト人六百人を鋤の頭<sup>14)</sup>もて打ち殺せり。彼もまたイスラエルを護りたり。

## 第 四 章

デボラ及びバラク、イスラエルをヤビン及びシサラより救う—  
ヤヘル、シサラを殺す。

- 一 アオドの死後、イスラエルの裔等<sup>1)</sup>もや主の御眼前に悪を行いたれば、
- 二 主之をアソルにて政治を執れるカナアン人の王ヤビンの手に付し給いぬ。彼にシサラというその軍將あり、是は異邦人のハロセト<sup>2)</sup>に住めり。
- 三 茲にイスラエルの裔等、主に叫べり、蓋は彼、利鎌附きの戦車<sup>3)</sup>九百を有して、二十年の間彼等を太く虐げたればなり。
- 四 ラビドトの妻にデボラという女預言者ありその頃民を裁きおれり。
- 五 即ち彼女エフライムの山地のラマとベテルとの間にある、己が名を以て稱ばるる棕櫚

**策四章** 1) ガリレア。しかしキリストの時代の境界とは違つていた  
2) 母上一二・九。1) 3) 本一・一九及びその註参照。1) 4) デボラは豫言の能力を恵まれていたので女預言者と稱せられている。出一五・二〇のミリアム、王下二二・一四のフルダの如し。この天賦の能力ゆえに彼女は民を裁き、下級裁判で解決できない係争に判決を下すことができた。

樹の下に坐しおれば、<sup>5)</sup> イスラエルの裔等その許に上り來りて萬裁決を仰

げり。<sup>6)</sup> 彼女人を遣して、ネフタリのケデスよりアビノエムの子バラクを

招き、之に云いけるは、「主イスラエルの天主は汝に命じ給いぬ、<sup>7)</sup> 行き

て軍勢を率い、タボル山<sup>6)</sup>に至れ。ネフタリの裔等、及びザブロン<sup>6)</sup>の裔等

の中より軍人一萬を從え行くべし。<sup>7)</sup> 七さて、我はヤビンの軍將シサラ並び

にその戰車と全軍とを、キソン川の邊において汝の許に導き、之を汝の手

に付さん。』と。』ハバラク乃ち之に云いけるは、「汝もし我と共に來らば、

我行かん。汝もし我と共に來るを欲せずば、我行かじ。』と。<sup>9)</sup> 彼女之に云

いけるは、「我、誠に汝と共に行かん。されどこの度は勝利汝に歸せざる

べし。シサラは女の手<sup>8)</sup>に付さるべければなり。』と。茲において、デボラ、

起ちてバラクと共にケデスに赴けり。<sup>10)</sup> バラク、ザブロンとネフタリとを

己が許に召し、軍人一萬を率い、デボラを伴いて上りぬ。二然るにキニ人

ハベル、暫く前にモイゼの親戚ホバブの裔なるその兄弟他のキニ人等を離

<sup>5)</sup> さばくため

に。<sup>6)</sup> タボ

ル山はイエズ

ラエル平野の

北東端に殆ど

全く孤立して

いる高さ三百

メートルに及

ぶ、尖端を切

落した円錐の

ような石灰岩

の山である。

この兩族は

特に虐げられ

ていた。



一三 一四 一五 一六 一七 一八  
れ、名をセンニムと稱ばれてケデスの附近にある谷の所までその天幕を張

り居たりしが、二アビノエムの子バラクがタボル山に上れる旨シサラに告

げられたれば、三彼、その利鎌附の戦車九百と全軍とを、異邦人のハロセ

トよりキソン川に集めたり。四時にデボラ、バラクに云いけるは、「起て、

蓋し、是ぞ主が汝の手にシサラを付し給いし日なる。視よ、主御自ら汝の

將たり給う。」と。よりてバラク、及び之に従う軍人一萬、タボル山より

下り行けり。五主乃ち、シサラとその總べての戦車、並びにその全軍をし

て、バラクを見るや、劍の刃を太く恐れしめ給いければ、シサラ戦車より

跳び下り、徒歩にて逃げ去りぬ。六バラク、逃ぐる戦車と軍勢とを追ひ

て、異邦人のハロセトに至りしが、敵の大軍悉く瘡れて全滅したり。

七さてシサラは、逃れてキニ人のハベルの妻なるヤヘルの天幕に到れり、

其はアソルの王ヤビンと、キニ人ハベルの家とは、仲睦まじかりしを以て

なり。八その時ヤヘル、出でてシサラを迎え、之に云いけるは、「わが許

8) 詩八二・一

○。一の彼ら

は牧者で家畜

の群をつれ遊

牧していた。

10) ヤヘルは命

を落したくな

いと思えば、

武器をもち捨

鉢になつてい

る男を招じ入

れるより仕方

がなかつたで

あるう。

一九 に入り給え、わが主君よ、入り給え、恐れ給うなかれ。』と。彼その天幕に入りて、彼女に上衣もて覆われしが、一九之に云いけるは、『乞う、我に少量の水を與えよ、我甚だ渴きたればなり。』と。彼女乳の革囊を開き、彼に與えて飲ましめ、また之を覆いぬ。

二〇 シサラ更に彼女に云いけるは、『天幕の門口の前に立ち居よ、しかしてもし何人か來り、誰か此處に在りや。』と云いて、汝に問うあらば、『在らず。』と答うべし。』

二一 と。三然るにハベルの妻ヤヘル、天幕の釘を取り、また鎚をも持ちて窺かに音もなく入り行き、彼が頭の顛顛の所に釘を當て、鎚もて打ち込み、腦を貫き、地にまで刺し通したれば、彼、熟睡のまま死して、絶え入り亡せぬ。三折しも見よ、バラク、シサラを追いて來りしかば、ヤヘル出でて之を迎え、彼に云いけるは、『來り給え、我卿の探索ぬる人を卿に示さん。』と。彼乃ち彼女の許に入りて見しに、シサラ死して倒れ伏し、その顛顛の所には釘打込まれたり。三かく天主はその日カナアンの王ヤビンを、イスラエ

二四 ルの裔等の前に屈服せしめ給いぬ。二四かくて彼等は、日増に強くなり行き、力ある手もてカナアンの王ヤビンを壓迫し、終に之を滅ぼすに至れり。

## 第五 五 章

戦勝の後デボラとバラクとが歌いし歌。

一 その日デボラ<sup>1)</sup>と、アビノエムの子バラクと、歌い  
 て曰く、<sup>2)</sup> 三 イスラエルの中、自ら進みて己が生命  
 を献げ、危険に當りし者共よ、主を祝し奉れ。<sup>三</sup> 諸  
 王よ、聽け、諸侯よ、耳を傾けよ。我こそは、我こ  
 そは主に歌わめ、主イスラエルの天主に讃歌せめ。  
 四 主よ、汝セイルより出でて、エドムの邊を過ぎ給  
 いし時、地は震動き、天と雲とは水を滴らせたり。<sup>3)</sup>  
 五 山々は主の御顔の前に熔けて流れ、シナイもまた  
 主イスラエルの天主の御顔の前に然なりにき。<sup>六</sup> ア  
 ナトの子サムガルの頃、ヤヘル<sup>4)</sup>の頃には、徑は寂靜  
 なりき。之を通るべき人々は傍道を歩みぬ。<sup>4)</sup> 七 イス

**第五章** 1) デボラがバラクの伴奏で歌を唱つた。2) デボラはヤヘル<sup>4)</sup>のしたことを稱讚するのではなく、たゞ天主の選民が救われ、自分の敵が恥ずべき戦敗を蒙つたことを祝い、ヤヘルがイスラエルをその壓制者から救つたので、かの女を祝するのである。3) 主のシナイ山上雷電中の御出現は、東方のセイルから雷雲が起り、主はその中に在して、西方からシナイ山に進み来る御民に向かつて來られたように描いてある。4) 道、殊に聖所に至る道が遮斷されたのは甚だしい不幸であつた。

八 ラエルには豪き者跡を絶ちしままなりしが、終にデボラ起れり、イ  
 スラエルに母起れり。5) 主新なる戦争を選び、御自ら敵の門を覆し  
 給いぬ。イスラエル四萬人のの中に、楯と槍との見えしことありし  
 九 や。わが心はイスラエルの長等を愛す。自ら望みて身を献げ、危  
 一〇 険に當りし者共よ。主を祝し奉れ。一。艶やかなる白き驢馬に乗る  
 者、の 裁判の廷に坐する者、及び道歩む者よ。2) 語れかし。二 戦車  
 を攔坐せしめたる所。敵軍の咽喉を扼せし所。其處においてこそ、  
 主の正義と、イスラエルの勇士に對する寛仁とをば語り傳うべけれ。  
 三 その時主の民は門の<sup>9)</sup>に下り行きて、主權を得たり。一三 起てよ、起て  
 よ、デボラ、起てよ、起てよ、しかしして歌を歌え。起てよ、バラク、  
 一三 しかして汝の俘虜を捕えよ、アビノエムの子。一三 民の殘餘は救われ  
 一四 たり、主は勇士の中に伍して戦い給いぬ。一四 エフライムより出でし  
 者、アマレクにて彼等<sup>10)</sup>を滅ぼし、彼の後ベンヤミンより出でし者

5) デボラは民に對して母のよらかな氣持を示した。一の不定數の代りに四萬という定數が記してある。これだけの戰士があつたら、イスラエルを解放するに十分であつたるうが、皆依然として働かなかつた。一の白き驢馬は貴人の乗用。一の國が鎮まつて、誰でも自由に道が通れるよりになつた。一の會て敵の手にあつた門  
 10) カナアン人。

一五 汝の民に勝てり、ああアマレクよ。マキル<sup>11)</sup>よりは長等下り、ザブ  
 ロンよりは軍を率いて戦争に臨む者到りぬ。一五 イツサカルの首長た  
 ちはデボラと共に在り、バラクの足跡に従いぬ、彼は逆様に奈落到  
 落ち行く如く、身を危険に投じたり。ルベンは仲間割れして<sup>12)</sup> 勇士  
 一六 等の間に争闘起れり。一六 何故汝は二つの境界の間に住まりて、羊の  
 群の啼聲を聽かんとするぞ。<sup>13)</sup> ルベンは仲間割れして、勇士等の間  
 一七 に争闘起れり。一七 ガラードはヨルダンの彼岸に憩い、ダンは船に専  
 念したり。アセルは海邊に住みて、港に留まりぬ。一八 されどザプロ  
 一八 ンとネフタリとは、メロメ<sup>14)</sup>の邊にて一死その生命を賭したり。  
 一九 諸々の王は來り戦いぬ、カナアンの王等はタナクにおいて、マゲ  
 ツドの水の邊にて戦いしが、しかも一として鹵獲品を得ざりき。  
 二〇 天より彼等と戦いしものあり、諸々の星辰、その秩序と軌道とを  
 二一 守りて、シサラと戦いたり。<sup>15)</sup> ニニキソンの激流、彼等の屍を流し去

11) マナツセの長子  
 (創五〇・二二)を、  
 ヨルダンの此方の半  
 族に代用。—12) ルベ  
 ン族は仲間割れして  
 戦闘に参加しなかつ  
 たので非難される。  
 13) 汝は何故急遽味方  
 の救援に赴かんため  
 自領の境界を越えず  
 己の羊群のことのみ  
 思つてゐるのか。  
 14) タボル山の麓にあ  
 る。—15) バラクは本  
 七・一九のゲデオ  
 ンのように、敵陣を夜  
 襲したのであるらう。

りぬ、カドウミムの激流、キソンの激流。わが靈魂よ、力ある者を蹂躪れ。

三三 馬の蹄は逃走る激しさに外れ、敵の豪者等逆様に落ちたり。三三 汝等メロズ

の地を呪え 〃<sup>16)</sup> と主の使は云いぬ、〃その住民を呪え。彼等は來りて主を助

けず、その勇士等を助けざりければなり。〃 二四 女の中にて、キニ人ハベルの妻

ヤヘルは祝せられよかし、その天幕の中にて祝せられよかし。二五 彼水を請いし

に、彼女は乳を與えたり、王侯の盤に牛酪を盛りて献げたり。二六 彼女は左手を

釘に、右手を鍛治の鎚にかけ、頭に傷つくべき處を索めて、シサラを撃ち、そ

の顛顛を力まかせに刺し貫けり。二七 彼は彼女の足許に倒れ、絶え入りて死せり

その足の前に轉び、息絶えて慘しく臥せり。二八 彼の母窓より望みて叫び、部屋

より云いけるは、〃如何なれば彼の戦車は歸り來ることかく遅き。何故に彼の

四頭立ての馬の歩みはかく緩やかなる。〃 二九 彼の殘餘の妻等より賢き者、姑に

答えてかく言えり、三〇 〃蓋し今頃は彼戦利品を分ちおるにやあらん、婦女の

中のいとめでたき者、彼が爲に精選られたらん。色とりどりの衣服、獲物とし

16) メロズを呪う理由は不明多分その住民が戦闘に参加を拒んだのである。

てシサラに與えられ、頸を飾る種々の具、山の如くに積まれん。三二 主よ、汝の敵は皆かくの如く滅びよかし。されど汝を愛する者は、日がその昇る時に輝く如く<sup>17)</sup>輝けよかし。三三 かくて、國は四十年の間安らかなりき。

17) 日の出は明るい將來に對する適當な象り。

## 第 六 章

民その罪の爲にマデイアン人に虐げらるーゲデオン之を救わん爲に召さる。

一 イスラエルの裔等、また主の御眼前に惡を行ひしを以て、主之を七年の間マデイアン人の手に付し給いしかば、<sup>2)</sup> 彼等之より太く虐げられぬ。茲において、彼等己が爲山中に窟と洞穴<sup>3)</sup>とを造り、また堅固なる處を造りて抵抗わんとせり。三 然るにイスラエル播種を終うるや、マデイアン人、アマレク

**第六章** 1) マデイアン人はアブラハムからケトウラを経て分れた。イスラエル人ともよばれ、モアブ人の同盟者。  
2) 出二・一五。書一三・二一。  
3) パレスチナの石灰岩の山々は自然の洞窟に富み、これは屢々隠れ場に利用された。

四 人、<sup>4)</sup>及び他の東方の國民上り來りて、<sup>4)</sup>彼等の許に天幕を張り、草となりたるばかりのものを悉く荒して、ガザの入口にまで及び、凡そ生命を保つに必要なる物は何一つ遺さず、羊も、牛も、驢馬も遺さざりき。<sup>5)</sup>蓋し、その人々は己が家畜と天幕とを携え來り、蝗の如く<sup>5)</sup>全地に滿ち、無數の人と駱駝との群、觸るるほどの物を悉く荒らしたるなり。<sup>6)</sup>かくイスラエルは、マデイアン人の眼前に太く恥辱を受けしかば、<sup>7)</sup>主に叫びて、マデイアン人を禦ぐ祐助を願いぬ。<sup>8)</sup>茲において主彼等に一人の預言者を遣し給いしが、<sup>9)</sup>彼云いけるは、一主イスラエルの天主はかく曰う、<sup>10)</sup>我、汝等をしてエジプトより上らしめ、汝等を奴隸の家より導き出し、<sup>11)</sup>エジプト人の手、及び汝等を窘しめし總べての敵の手より救い、汝等の入るに當りてや、之を追い拂い、以てその地を汝等に與えたり。<sup>12)</sup>我また云いぬ、<sup>13)</sup>我は主汝等の天主なり。汝等その地に住むと雖も、アモル人の神々を恐るるなかれ。<sup>14)</sup>と。

<sup>4)</sup>アマレク人は聖地の南方に、エジプト及びシナイ半島に至るまでの地域に住んでいたが聖地の内部にもいた(本二二・一五)。  
<sup>5)</sup>數から云つても荒らし方から云つても。一の主は助け給う前に、それが天主の御懲らしめであつたことを悟らせ、且心底から悔悛の決意をさせるよう、一預言者に民の罪を責めさせ給う。



一 されど汝等はわが聲を聽くことを欲せざりき。』 二時に主  
 の使來り、の エフラに在りて、エズリ家の父ヨアスの有なる  
 櫛の木の下に坐せり。その子ゲデオン、マデイアン人を避け  
 んとて、搾場の中にて麥を打ち清め居たる折しも、<sup>8)</sup> 三主の  
 使之に現れて云いけるは、<sup>1)</sup>「主汝と共に在す、人々の中最も  
 雄々しき者よ。」と。 三ゲデオン乃ち之に云いけるは、一願  
 わくは、わが主君よ、主もし我等と共に在さば、何の故にか  
 これらの事すべて我等の上に臨みたる。』 我等の父祖が、  
 『主我等をエジプトより導き出し給いぬ。』と云いて、我等  
 に語りたりしその奇蹟、何處にかある。却つて今や主は我等  
 を棄てて、マデイアン人の手に付し給いたり。』と。 一四その  
 時主彼を顧みて曰いけるは、<sup>2)</sup>「この汝の力を以て行き、汝イ  
 スラエルをマデイアン人の手より救い出すべし。知れ、我こ

のこの主の使は、本章の一  
 四、一六、二三各節には單  
 に主(ヤトヴェ)とよばれ  
 ている。さればこれは天主  
 御自身の御出現をさしてい  
 るのである。一<sup>8)</sup>打禾場は  
 普通部落の前はどこからで  
 も見える廣場にあるが、ゲ  
 デオンは敵を恐れて、ほか  
 の所で打禾していた。すな  
 わち意外の場所なる搾り場  
 で麥を打つていたのである  
 搾り場は岩の床を掘り窪め  
 て槽のようにしたもので、  
 通常葡萄畑の中にあつた。  
 の疑いでなく、謙遜に説明  
 を願うのである。

一五 そ汝を遣すなれ。」と。10) 彼は答えて云いぬ、「願わくは  
 わが主よ、11) 我何を以て、イスラエルを救うべきや。視給  
 え、わが家はマナツセの中にて最も卑しく、我はわが父の  
 家にて最も小さき者なるを。」と。12) 主乃ち彼に答えて曰  
 く、「我汝と共に在らん、されば汝一人の人を討つ如くに  
 マデイアンを討つことを得べし。」と。13) 彼また云いける  
 は、「我もし、汝の御前に恩寵を得たるならば、我に語る  
 者の汝に在す徴を我に與え、14) わが汝の御許に歸り來て、  
 犠牲<sup>12)</sup>を齎し、汝に獻ぐるまで、比處を立去り給わされ。」  
 と。答えけるは、「我、汝の來るを待たん。」と。15) 茲に於  
 いてゲデオン、入りて仔山羊を煮、一柶の粉<sup>13)</sup>もて無酵麪  
 を作り、肉を籠に、肉汁を壺に入れ、總べてを柶の木の下  
 に携え行きて、彼に獻げぬ。16) 主の使<sup>14)</sup>之に云いけるは、

10) 母上一二・一一。11) 一三節の談話では、ゲデオンはまだ天主が親臨し給うたと悟つていなかつたが、今や天主がホレブでモイゼとなし給うた如く、自分と語り給うのではないかと感づいた。もちろん相手が單なる天主の御使でないことを確信するのは、漸く二二節に至つてであるが。12) 食物。ゲデオンは太祖たちが昔御使をもてなしたやり方を知つているので、その通りにもてなそうとする。13) 一人分には十分の一エファあれば足りる。それを多量に使うのはヘブレオ人の間では客に對する敬意を示すもの。

二二 「肉と無酵麪とを取りて、かの岩の上に置き、汁を之に注げ。」  
 二二 彼乃ち然爲すや、三主の使、その手に有てる杖の先を出して  
 肉と無酵麪とに觸れしに、火、岩より燃え上りて、肉と無酵麪と  
 三三 を焼き盡しぬ。14) かくて主の使、彼の眼より消え失せたり。三三 茲  
 三三 においてゲデオン、その主の使なりしことを知り、云いけるは、  
 「あゝ主わが天主よ、蓋し我、面と面とを合せて主の使を見た  
 三三 り。」と。三三 主、彼に曰いけるは、「汝に平安あれ。恐るるなか  
 二四 れ、汝死せざるべし。15)」と。二四 茲においてゲデオン、主の爲其處  
 二五 に祭壇を築き、之を名づけて、主の平安と稱び、今日に至れり。  
 二五 さて、彼なほエズリの家の所有なるエフラに在りし時、二五 主その  
 二六 夜<sup>16)</sup>之に曰いけるは、「汝の父の牡牛、及び七歳<sup>17)</sup>なる他の牡牛  
 を取り、汝の父の有なるバールの祭壇を毀ち、祭壇の周圍にある  
 林を切り倒し、<sup>二六</sup>汝が前に犠牲を置きたりし、この岩の頂に主

14) かくてゲデオンは前に望んだ徴を得た。  
 15) ユデア人は天使を見たら必ず死ぬと思つていた。(本一三・二二・創三二・三〇・一六・一四) 精神的意味において、精神の敵に對する戦いに、天主の民を助けることを拒む者は、呪われているのである。—16) その日の夜、すなわち夢の中でである。—17) 七歳という年齢はマダイアン人に七年間虐げられたことと關係があるらしい。

二七

汝の天主の爲祭壇を築くべし。しかして第二の牡牛を取り、汝がかの林より切り出したる、木を積みし上にて燔祭を献げよ。」と。二七よりてゲデオン、その

二八

下僕の中より十人を連れ行き、主の彼に命じ給える如くに爲しぬ。されど、その父の家<sup>13)</sup>と、その市の人々とを恐れて、晝に之を爲さんとせず、夜に一切

二九

を爲し遂げたり。二八さてその市の人々、朝起き出するや、パールの祭壇は毀た

三〇

れ、その林は切られ、その時築かれたる祭壇の上には他の牡牛の置かれたるを

三一

見、二九互に云いけらく、「何人がかくは爲ししぞ。」と。かくて彼等かかる所行

三二

を爲したる者を探ね求めしに、「ヨアスの子ゲデオンこそこの一切を爲しつる

三三

なれ。」と云う者あり。三〇茲において彼等ヨアスに云いけるは、「汝の子を死

三四

に行わん爲に此處に引出せ。蓋は彼、パールの祭壇を毀ち、その林を切り倒し

三五

たればなり。」と。三一彼は彼等に答えぬ、「汝等はパールの復讐者にしてその

三六

爲に闘うや。その敵たる者は、明日光の現るるに先立ちて死すべし。彼もし神

三七

ならば、その祭壇を毀てる者に、自ら仇を報いよかし。」と。三三その日よりゲ

13) 家人

19) パー

ルはや

がて力

のほど

を示せ

かし。

<p>三三 デオンはイエロバール<sup>20)</sup>と稱<small>よ</small>ばれたり、是<small>これ</small>、ヨアスが「バール、その祭壇<small>さいだん</small>を毀<small>こぼ</small>てる者<small>もの</small>に、自ら仇<small>あだ</small>を報<small>むく</small>いよかし。」と云<small>い</small>いたればなり。三三三 ざる程<small>ほど</small>に、マディア</p>	<p>三四 ン人<small>びと</small>、アマレク人<small>びと</small>、及び東方<small>とうほう</small>の民<small>たみ</small>、皆相集<small>みなあひあつ</small>まりてヨルダンを渡<small>わた</small>り、イエズラエ</p>	<p>三五 ルの谷<small>たに</small>に陣<small>じん</small>を張<small>は</small>りしが、三三四 主<small>しゅ</small>の靈<small>れい</small>ゲデオンに降<small>くだ</small>りしかば、彼喇叭<small>かれらっぱ</small>を吹<small>ふ</small>き鳴<small>な</small>らし</p>	<p>三六 てアビエゼルの家<small>いえ</small>を呼<small>よ</small>び集<small>あつ</small>め、己<small>おのれ</small>に従<small>したが</small>わしめぬ。三三五 彼<small>かれ</small>また總<small>す</small>べてのマナツセ</p>	<p>三七 に<sup>21)</sup>使者<small>ししゃ</small>を遣<small>つか</small>したれば、彼等<small>かれら</small>も之<small>これ</small>に従<small>したが</small>い、更<small>さら</small>にアセル、ザブロン、及びネフタ</p>	<p>三八 リにも他<small>た</small>の使者<small>ししゃ</small>を遣<small>つか</small>したれば、彼等<small>かれら</small>もまた彼<small>かれ</small>を迎<small>むか</small>えに來<small>きた</small>りぬ。三三六 時<small>とき</small>にゲデオン</p>	<p>三九 天主<small>てんしゅ</small>に申<small>もう</small>しけるは、「主<small>しゅ</small>もし曰<small>のたま</small>える如<small>ごと</small>く、わが手<small>て</small>によりてイスラエルを救<small>すく</small>わん</p>
---	---	---	--	---	---	--

20) イエロバールは、「バール」と譯する。この族の中ヨルダンの此方に定住してゐる者等の所に

燃ゆることなかれ。<sup>22)</sup> 願わくは、ただ羊毛のみ乾きて地は至て露に潤わんことを。」と。  
 四〇 主その夜、彼の望みし如くに爲し給いぬ。即ち羊毛のみ乾きて、地には至て露おけり。<sup>23)</sup>

<sup>22)</sup>再び願つたが、罪にならなかつた。創一五章のアブラハムも信じていたけれども徴をお願ひした。王下二〇章のエゼキアもそうである。また他方アカズは主の御命令を聴きながら徴を求めらるなら、天主を試みることになると思つたため詰責されている。ゲデオンが求めたのは、殊に味方の信仰を強めるためであつた。  
 —<sup>23)</sup>天主がこの徴を選んで、ゲデオンの心に吹きこみ給うたのはなぜか？ 水や露は天主の聖寵の象りである。聖なる教父達は露に濡れた羊毛を目して、聖母マリアの童貞を害らことなくこれから人性を受け給うたキリストの御託身の前表としている。

### 第七章

ゲデオン三百人を率いてマダイアン人を破る。

一 茲においてイエロバール、即ちゲデオン、及び彼と共にある民皆夜に起きて、ハラドと稱ばるる泉に來りぬ。<sup>1)</sup> さ

**第七章** 1)これはゲルボエ山の麓にあるアイン・ヂヤルドの水豊かな泉と信ぜられる。

二 てマデイアンの陣は、高き丘<sup>2)</sup>の北側にある谷の中<sup>うち</sup>にありき。二時<sup>とき</sup>に主、ゲデオンに曰<sup>のたま</sup>いけるは、「汝<sup>なんじ</sup>と共にある民は多し、<sup>3)</sup>されどもマデイアンは彼等<sup>かれら</sup>の手に付<sup>つ</sup>されざるべし。是<sup>これ</sup>、イスラエルが我<sup>われ</sup>に逆<sup>さか</sup>いて<sup>4)</sup>誇<sup>ほこ</sup>り、我<sup>わ</sup>が救<sup>すく</sup>われたるは、己<sup>おの</sup>が力<sup>ちから</sup>によりてこそ。」と云<sup>い</sup>うこと<sup>5)</sup>のなからん爲<sup>ため</sup>なり。三 民<sup>たみ</sup>に告<sup>つ</sup>げて、すべて<sup>すべて</sup>の者<sup>もの</sup>に觸<sup>ふ</sup>れ聞<sup>き</sup>かすべし、  
 四 「怖<sup>おそ</sup>じ恐<sup>おそ</sup>るる者<sup>もの</sup>は、歸<sup>かえ</sup>り去<sup>さ</sup>るべし。」と。茲<sup>こゝ</sup>において二萬二千<sup>にん</sup>人がラード山<sup>さん</sup>を去<sup>さ</sup>りて歸<sup>かえ</sup>り行<sup>ゆ</sup>き、残<sup>のこ</sup>れるはただ一萬人<sup>にん</sup>のみなりき。<sup>5)</sup> 四 主<sup>しゅ</sup>またゲデオンに曰<sup>のたま</sup>いけるは、「民<sup>たみ</sup>なお多<sup>おほ</sup>きに過<sup>す</sup>ぐ。彼等<sup>かれら</sup>を水<sup>みづ</sup>の邊<sup>ほとり</sup>に導<sup>みちび</sup>け、さらば我<sup>われ</sup>彼處<sup>かしょこ</sup>にて彼等<sup>かれら</sup>を試<sup>こころ</sup>みん。かくてその中<sup>うち</sup>我<sup>われ</sup>が汝<sup>なんじ</sup>に、  
 五 「この人<sup>ひと</sup>は汝<sup>なんじ</sup>と共に行<sup>ゆ</sup>くべし。」と云<sup>い</sup>わん者は行<sup>ゆ</sup>くべく、我<sup>われ</sup>がその行<sup>ゆ</sup>くを禁<sup>とど</sup>めん者は歸<sup>かえ</sup>り去<sup>さ</sup>るべし。」と。五 さて民<sup>たみ</sup>水<sup>みづ</sup>の邊<sup>ほとり</sup>に下<sup>くだ</sup>りし時<sup>とき</sup>、主<sup>しゅ</sup>ゲデオンに曰<sup>のたま</sup>いけるは、「犬<sup>いぬ</sup>の習<sup>つ</sup>性<sup>せい</sup>として嘗<sup>な</sup>むる如<sup>ごと</sup>く、その舌<sup>した</sup>もて水<sup>みづ</sup>を嘗<sup>な</sup>むる者<sup>もの</sup>は、<sup>6)</sup> 汝<sup>なんじ</sup>之<sup>これ</sup>を分<sup>わか</sup>ちて別<sup>べつ</sup>になすべし。またその膝<sup>ひざ</sup>を折<sup>お</sup>

2) モーレーの丘。このモーレー山はゲルボエの北にある小ヘルモン山、今日のヂエベル・エド・ドウ  
 1) ヒであるらしい。  
 3) 十三萬五千に對する三萬二千であつた  
 4) 我に歸すべきを己に歸して。1)の申二〇・八。喀前三・五六。1)の跪いてゆつくり水を十分に飲む暇を惜しみ、武装して立つたまま、戦鬪力をつけるために、僅かばかりの水をすゝる人々。

六 六 六 然るに水を手もて掬い口に當て  
 七 七 七 時主  
 八 八 八 故に  
 九 九 九 一人が  
 一〇 一〇 一〇 四五  
 一一 一一 一一 百  
 一二 一二 一二 敵  
 一三 一三 一三 に當る

りて飲む者は、之を他の側に置くべし。」と。然るに水を手もて掬い口に當て  
 て嘗めし者の數は三百人にして、殘餘の民は悉く膝を折りて飲みぬ。七時に主  
 ゲデオンに曰いけるは、「我は水を嘗めし三百人によりて、汝等を救い、マデ  
 イアンを汝の手に付さん。されど殘餘の衆は悉く、その所に歸るべし。」と。  
 八 彼乃ちその人數に應じて食糧と喇叭とを取り、殘餘の民一同に命じて、それ  
 ぞれの天幕に去らしめ、自己はかの三百人と共に、戰鬪に赴けり。さて、マデ  
 イアンの陣はその下の谷の中にありしが、九その夜、主彼に曰いけるは、「起ち  
 て、かの陣に下れ。蓋は我 彼等を汝の手に付したればなり。一〇されど汝もし  
 獨り往くを恐れなば、汝の下僕ファラ、汝と共に下るべし。二かくて汝、彼等  
 の云う所を聞かば、汝の手強くなり、汝は更に安んじて敵陣に下るを得ん。」  
 と。茲において、彼、その下僕ファラと共に、陣中武裝せる番兵のおる部分に  
 下り行きぬ。三然るにマディアン、アマレク、及びあらゆる東方の民、蝗の群  
 の如く谷の中に散り伏したり。その駱駝もまた無數にして、濱邊にある眞砂の

の故に  
 イスラ  
 エル人  
 一人が  
 四五百  
 人の敵  
 に當る



一三 如し。二三さて、ゲデオンの到りし時、或人その隣人に夢を語り、その見し所を次の如く述べ居れり、「我、夢を見たりしに、灰の下にて焼きたる大麥の麪一つ、轉び下りてマデイアンの陣中に入りし如く覺えたり。かくてそれは一つの天幕に到るや之に衝當り之を覆し、地に全く打倒したり。」と。8) 一四 彼が告げたる者、答へけるは、「そはイスラエル人、ヨアスの子ゲデオンの劍に他ならず。蓋し、主、マデイアンとそのすべての陣營とを彼の手に付し給いしなり。」と。一五 一五ゲデオンその夢と之が説明とを聞くや、即ち禮拜してのイスラエルの陣營に歸り、さて云いけるは、「起てよ、蓋し、主はマデイアンの陣營を我等の手に付し給えり。」と。一六 一六次いで三百人を三隊に分ち、彼等の手に手に喇叭と空虚の瓶とを渡し、その瓶の中に燈を入れしめたり。一七 一七しかして彼等に云いけるは、「汝等、わが爲す所を見て、その如くに爲せ。我はかの

8) この夢の出来事は異常である。薄い柔らかい大麥のパンの圓く平たい一枚が轉がることはあり得ない、まして天幕を突き倒すに至つてはなおさらである。かようにゲデオンの身においても不可能と見えることが實現するといふのであつて、彼は取るに足らぬ兵力を以て、十三萬五千のマデイアン人の軍勢を撃破するである。1)の御慈悲を感謝し、全知全能の天主を信じて。

一八 陣營の一部より侵入せん。然る時は汝等もわが爲す如くに爲せ。一八わが手に喇叭の鳴り響かん時、汝等もまた陣營の周圍にてそを吹き鳴らし、且聲を合せて「主の爲ぞ、ゲデオンの爲ぞ。」と叫ぶべし。」と。

一九 かくてゲデオン、及び之に従える三百人、夜半の哨戒の始まる時に當り、<sup>10)</sup> 陣營の一部より侵入し、哨兵の起ちたる折しも、喇叭を吹き鳴らし、相互に瓶を打ち合せ始めたり。二〇 即ち彼等、陣營の周圍三箇

所において吹き鳴らし、瓶を打碎くや、燈を左手に、吹きし喇叭を右手に持ちて、主の劍ぞ、ゲデオンの劍ぞ。」と呼わり、三 各人敵陣を

圍みその持場に立ちて、<sup>11)</sup> 然なしたり。茲において陣營全く混亂し、人々叫びつつ喚きつつ逃走せり。三三 されどかの三百人、なおも喇叭を

吹き續けたるに、主、全陣營に劍を揮わしめ給いければ、彼等相互に殺し合い、<sup>12)</sup> 三三 ベトセツタ、及びテバトのアベル・メフラ<sup>13)</sup>の境界ま

で逃げ行きしが、イスラエルの人々、即ちネフタリ族、アセル族、及

10) 十時以後。夜を四時間ずつ三つに分けて當直させた(六時—十時、十時—二時、二時—六時)。ユデア人がこれを三時間ずつ四つに分けたのは後にローマ人のやり方を採用してからである。—11) それでマデイアン人は彼らを味方で他を照らしてくる者と思つたのである  
12) 詩八二・一〇。  
13) エフライムにあるレヴァイ人の町。

二四 びマナツセの全族、<sup>14)</sup> マデイアンを追撃せり。二四時にゲデオン、

使者をエフライムの全山に遣して云わしめけるは、「下り來りて

マデイアンを邀え撃ち、ベトベラに至る水邊及びヨルダンを占

領せよ。」と。エフライムの人々、乃ち舉りて関の聲をあげつつ

二五 ベトベラに至るまでの水邊、及びヨルダンを占取したり。二五し

かして彼等、マデイアンの二人の首長、オレブとゼブとを捕え、

オレブをオレブの岩において殺し、ゼブをゼブの酒搾場において

殺しけるが、<sup>15)</sup> なおもマデイアンを追撃し、オレブとゼブとの首

級を携えて、ヨルダン河を渡りゲデオンの許に至りぬ。<sup>16)</sup>

## 第八章

ゲデオン、エフライムの人々を宥む—マデイアンを征服す—高齢に達して死す。

一 かくてエフライムの人々彼に云いけるは、「汝、マデイアンと戦わんとて出征きたる時、我等を召さざりしが、かく爲すをよしとしたるはそも何故ぞや。」と。しかして彼

<sup>14)</sup> 過剩として前に送り

返され、歸還の途上に

あつた人々。—<sup>15)</sup> オレ

ブは鴉、ゼブは狼とい

う意味。王たちの敗戦

を記念するため、オ

レブ及びゼブが殺され

た場所をそれぞれ「鴉

の岩」、「狼の搾酒場」

と稱したのである。

<sup>16)</sup> 詩八二・一二。賽一

二・二六。

二 等太く彼を責め、あわや暴行にも及ばんとしたり。二時に彼答えけるは

「汝等が爲せる所、我如何にしてか之を爲すことを得ん。」<sup>1)</sup> エフライム

の葡萄の一房は、アビエゼルの葡萄の全收穫にも優りたるにあらずや。<sup>2)</sup>

三 主はマディアンの侯たるオレブとゼブとを、汝等の手に付し給いぬ。

汝等がなせる所、我如何にしてか之を爲すことを得ん。」と。彼がかく

云うや、即ち彼等の彼に對し激したりし心和めり。四 さてゲデオンはヨ

ルダンに至るや、己と共なる三百人を率いて之を渡りしが、彼等は疲勞

のあまり、敗走せる者共を追撃すること能わざりき。五 ここにおいて彼

ソツコト<sup>3)</sup>の人々に云いけるは、「請う、我と共なる民に糧を與えよ、

彼等太く疲れたればなり。これ、我等、マディアンの王ゼベエとサルマ

ナとを追い行くを得んためなり。」と。六 ソツコトの長等答えけるは「汝

が我等に汝の軍勢に糧を與えよと要求むるは、恐らくゼベエとサルマナ

との手の平、既に汝の手の中に在るならん。」と。<sup>4)</sup> 七 彼乃ち云いけるは

第八章 1) 諸侯

を追撃して捕虜

にしたのは、わ

が勝利以上に偉

いことである。

2) ゲデオンはア

ビエゼルの一門

に屬していた。

3) ソツコトはシ

ケムに面しヨル

ダンの對岸にあ

つた。4) ソツ

コトの住民はゲ

デオンの小勢の

追撃軍に糧を與

えて、マディア

ン人の報復を招

くのを恐れた。

八 「さらば主のわが手にゼベエとサルマナとを付し給いたらん時、我、荒野の荆と薊ともて汝等の肉を打たん。」と。八かくて其處より上り行き、ファヌエルに至りて、その所の人々に同じ事を云いたるに、彼等も亦、ソツコトの人々の答えし如くに答えたり。九されば、彼等にもまた云いけるは、「我、勝利を得平和を克復して歸らん時、この塔を毀たん。」と。一〇さて、ゼベエとサルマナとは、その全軍を率いて憩いおれり。蓋し、東方の民のすべての軍の中、生残りたるは一萬五千人にして、劍を抜きし十二萬人は殺されたるなり。二折しもゲデオンは、ノベとイエグバーとの東に於いて天幕に住める者の道より上り行き、安んじて些かも攻撃を豫期せざりし敵陣を攻撃てり。三ゼベエとサルマナとは逃走せしが、ゲデオン追いて之を捕えしかば、その全軍混乱せり。四かくて日出る前に戦闘より歸るや、一四彼、ソツコトの人々の中より一人の若者を捕え、ソツコトの長老等との名を訊ね、七十七人を録せり。一五やがてソツコトに至り、彼

五) 彼らが防禦のために建てた塔で、彼らはこれに立てこもつていればゲデオンに攻められても安心と思つていた。一) 遊牧者らの許にゆく道。  
 の一三節でわかる通り、これはやはり夜襲であつた。  
 一何一〇・一四。

等に云いけるは、「視よ、ゼベエとサルマナとを、汝等は曩に之に就きて、

我を非難して云えり、汝が我等に草臥れ疲れ果てたる人々に糧を與えよ

と要求むるは、恐らくゼベエとサルマナとの手、既に汝の手の中に在るな

らん。」と。一六 茲において彼はその市の長老等を捉え、荒野の荊と薊とを

取り、之を以て彼等を傷つけ、且ソツコトの人々を寸断したり。一七 またフ

アマエルの塔を毀ち、その市の人々を殺せり。一八 かくてゼベエとサルマナ

とに云いけるは、「タボルにおいて汝等が殺したるは、<sup>9)</sup>いかなる人々なり

しぞ。」彼等答えけるは、「彼等は汝に似て、その中の一人は王子の如くな

りき。」一九 彼、之に答えけるは、「彼等はわが兄弟にして、わが母の子なり。

主は活き給う、汝等もし彼等を救いたりせば、我汝等を殺さざらん。」と。

二〇 次いでその長子イエテルに、「起ちて彼等を殺せ。」と云いぬ。されど、

之は劍を抜かざりき。蓋し未だ一介の少年なりければ、恐れたるなり。

二一 時にゼベエとサルマナと云いけるは、「汝、起ちて我等にかかれ。人の

8) ゲデオンの手で兩市に對し行われた天罰は全く至當であつた。これらはイスラエルに裏切の行動をなしたさればゲデオンは兩市を懲らすことを、自分の聖なる義務と思惟せざるを得なかつたのである  
9) この戦争中の記述してない一事件をさ

二七 力はその年齢によればなり。」と。ゲデオン乃ち起ちてゼベエとサルマナ  
 二六 とを殺し、王等の駱駝の頸に習俗として附けたりし裝飾品と飾り鍔とを取  
 二三 りぬ。10) 茲においてイスラエルの人々皆11) ゲデオンに云いけるは、「卿と  
 二四 卿の子、及び卿の孫、我等を治め給え。そは卿、マデイアンの手より、我  
 二五 等を救いたればなり。」と。二三されど彼、之に云いけるは、「我、汝等を治  
 二六 めじ、またわが子も汝等を治めざるべし。主こそ汝等を治め給うべけれ。」  
 二七 と。12) 二四 彼また彼等に云いけるは、「我汝等に一の願あり。汝等の鹵獲品の  
 中より耳環を我に與えよ。蓋しイスマエル人は、黄金の耳環を佩ぶる習慣  
 ありたればなり。」と。二五 彼等答えけるは、「我等欣びて與えん。」と。かく  
 二六 て彼等、地上に上衣を擴げ、之に鹵獲品なる耳環を投げ入れたり。二六 彼が  
 求め得たる耳環の重量は、黄金千七百シクルなりしが、その外になお裝飾  
 品、頸飾、及びマデイアンの王等が用うるを慣としたりし紫の衣、並に駱  
 駝の頸にかけたる金鎖などあり。二七 ゲデオン乃ち之を以て一のエフオド13)

す。—10) 詩八  
 二・一二。  
 11) 多分本六・  
 三五にある北  
 方の支族一同  
 だけであるら  
 12) 天主は王権  
 を定め、王を  
 選び、御自分  
 の直接の支配  
 を廢し給うま  
 では、士師た  
 ちによつて治  
 め給う思召。  
 13) 金細工に依  
 めこんだ十四  
 の寶石の付い  
 ている胸牌と

二八 にも、破滅の因となりぬ。三六さてマデイアンはイスラエル  
 の裔等の前に屈服し、最早その頭を擡ること能わざりき。  
 かくて國は、ゲデオンが長たりし間、四十年に亘りて、平  
 和なりき。二九さればヨアスの子イエロバールは、行きて己  
 が家に住みたり。<sup>15)</sup> 三〇彼にはその腿より出でたる子七十人  
 ありき。蓋は妻數人を有ちたればなり。<sup>16)</sup> 三一またそのシケ  
 ムに有ちたりし妾も彼にアビメレクという一子を産みぬ。  
 三二やがてヨアスの子ゲデオン、高齡にて逝き、エズリ家に  
 屬するエフラにおいて、その父ヨアスの墓に葬られたり。  
 三三然るにゲデオンの逝ける後、イスラエルの裔等また一變  
 して、神々と姦淫を行い、パールと契約を結びて之を己が

共に着用する大司祭の肩衣。ゲ  
 デオンは後シロにいる大司祭に  
 他の奉納物と共にこれを獻げた  
 のだという意見の解釋者も少く  
 ない。またこのエフオドは、天  
 主の第一誠に製作を禁じてあつ  
 た天主の御像だという人々もあ  
 る。ゲデオンはこれを用いて偶  
 像禮拜を行わなかつたにしても  
 その子等及び他のイスラエル人  
 らはそうしたのであつた。  
<sup>14)</sup> 偶像禮拜。—<sup>15)</sup> 一私人として。  
<sup>16)</sup> 一夫多妻は大目に見られてい  
 た。多妻を有するは富者の印で  
 あり、子を多數儲けるのは、勢  
 力を得る確な途であると思われ  
 ていた。しかし多妻は頽廢の印  
 である。



三四 神となせり。17) 言しかも彼等は、その周圍なるすべての敵の手より、己を救い出し給える、主彼等の天主を憶わず、三五 またイエロバール・ゲデオンの家に對しても、彼がイスラエルに爲したる諸々の善に應じて、報恩の誠を示すことを爲さざりき。

## 第九章

アビメレク兄弟を殺し、その罰を受く。

一 さてイエロバールの子アビメレクは、1) シケムに行き、その母の兄弟の許に至りて、彼等とその母の父の親戚一同とに語りて云いぬ、シケムのすべての人に告げよ、汝等を、イエロバールのすべての子七十人にて治むると、一人にて治むると、汝等にとりていずれか良き。なおまた我が汝等の骨肉なることを思え。』と。』三 其の母の兄弟、乃

17) イスラエル人が天主を契約の神としていたように、この人々は天主が屢々戒めておかれたのに、バールを眞の神の代りに立てた。

第九章 1) アビメレクは士師であつたが、もとの意味におけるそれではなく、暴君であつた。

四 ち彼に就きてシケムのすべての人に、是等の言を悉く告げしに、  
 彼等その心をアビメレクに傾け、「彼こそ我等の兄弟なれ。」と云え  
 り。かくて彼等はバールベリトの宮より銀七十斤を彼に與えしか

五 ば、<sup>2)</sup> 彼は之を以て己が爲に困窮者及び浮浪者を雇いければ、彼等  
 従いぬ。<sup>5)</sup> かくて彼エフラなるその父の家に至りて、イエロバール  
 の子なる己が兄弟七十人を、一つの石の上にて殺せり。<sup>3)</sup> ただイエ

六 ロバールの末の子ヨアタムのみは、身を隠して生き残りたり。<sup>6)</sup> 茲  
 においてシケムのすべての人及びメロ<sup>4)</sup>の邑のすべての家族相集ま  
 り、行きてシケムに立てる榦の樹の邊にてアビメレクを王に擁立せ

七 り。<sup>5)</sup> ヨアタム、かく告げらるるや、行きてガリチム山の巔に立  
 ち聲をあげて呼わり云いけるは、「シケムの人々よ、我に聽け、さ  
 らば天主も亦その如く汝等に聽き給わん。<sup>8)</sup> 樹々行きて注油し、己

八 が上に王を立てんとし、橄欖の樹に<sup>9)</sup> 我等を治めよ。」と云いし

2) バールベリトとは「契約のバール」の義。彼らがバールと契約を結んだ所からこらよばれた。宮の實は往々政治上の目的に用いられた。  
 3) 王上一五・二九。  
 4) 王下一〇・六以下參照。一<sup>4)</sup>メロとは城または砦の意味らしい。<sup>5)</sup>多分書二四・二六以下、及び既に創三五・四に記してあつたのと同じ榦の木であるらう。

九に、の九そは答えぬ、「我、豈、神々と人々との用うるわが油を棄て、行きて樹々の上に立つを得んや。」と。

一〇樹々また無花果の樹に、「來りて我等の王たる權を受けよ。」と云いしに、二その彼等に答えけらく、「我、豈、わが甘露とわが味美き果を棄て、行きて他の樹々の上に立つを得んや。」と。三樹々更に葡萄の樹に、「來りて我等を治めよ。」と云いしに、一三そは彼等に答えぬ「我、豈、天主と人とを樂しましむるわが葡萄酒を棄て他の樹々の上に立つを得んや。」と。一四茲においてすべての樹々、茨（8）に向かいて「來りて我等を治めよ。」と云いしに、一五その彼等に答うるよう、「汝等もし眞に我を立てて汝等の王となさんとせば、來りてわが蔭に憩え。」とされど汝等もしそを欲せずば、茨より火出でて、

この作り話は王の選舉に對する嘲弄である。禮節を知る上品な人なら決してゲデオンの家に對抗して王に選出されるようなことはすまい。一のパレスチナの最も貴重な産物であるオリイヴ、無花果、葡萄が思想高邁な人々の象りに用いられている。一八實を結ばず何の役にも立たぬ茨は、アピメレクの如くたゞ害にしかならぬ無能無用の人物の象り。一九茨のこのすゝめは、シケムの人々に對する嘲弄。低い茨の木が高い木々をどうして庇護することができよう。茨が火につき易く容易に他にそれを移すように、アピメレクからも大なる不幸が生じた。この威嚇は間もなく事實になつた（四八節以下）

一六 リバノンの杉を焼き盡せかし。〃と。一六されば今汝等の己が上にアビメレクを立てて王となしたるは、果して正しき事にして罪なかりしか、イエロバールとその家とに對し、善き扱いにして、汝等の爲に闘いし彼の恩に相應わしき報なりしか。一七 彼は汝等をマデイアンの手より救わんとて、その生命を危険に曝したるに。一八 さるを汝等今起ち上りてわが父の家に抗い、その子等七十人を一つの石の上にて殺し、その婢の子アビメレクを汝等の兄弟たる故に、立ててシケムの住民の王となしたるは、一九 果してイエロバールとその家とに對し、正しき扱いにして遺漏なかりしや。もし然らば、汝等今日アビメレクの爲に喜べ、またアビメレクも汝等の爲に喜べかし。二〇 されど、もし然らずば、彼より火出でて、シケムの住民とメロの邑とを焼き盡せかし。またシケムの人々とメロの邑とより火出でて、アビメレクを焼き盡せかし。」と。二一 かく語り終うるや、彼は遁れてベラに行き、その兄弟アビメレクを恐れて其處に住めり。二三 かくてアビメレクは三年の間イストラエルを治めたり。二三 然るに主、アビメレクとシケムの住民との間に、最悪しき靈(10)を遣し給いたれば、彼等彼を厭い、二四 イエロバールの七十人の子を殺し、その血を流し

二五 たる罪を、己が兄弟アビメレクと、之を助けたるシケム人の殘餘の長等とに負わするに至れり。二五 彼等乃ち彼に對して山<sup>11)</sup>の巔に伏兵を置きたるに、その者共彼の來るを待つ間に、強奪を行い、通行するすべての人より物を掠め取りしが、この事アビメレクに告げられたり。二六 折しもオベドの子ガール、その兄弟と共に來りて、シケムに至りぬ。シケムの住民彼の來れるに力を得、二七 田野に出でて葡萄畑を荒し、葡萄を踏み躪り、歌い躍りつつその神の社に入り、且食い且飲みて、アビメレクを呪いしに、二八 オベドの子ガール、叫びけるは、「アビメレク何者ぞ、シケム何ものぞ、我等彼に仕うべけんや。彼はイエロバールの子にあらずや。その下僕ゼブル<sup>12)</sup>を立てて、シケムの父エモルの人々<sup>13)</sup>の長となしたるに非ずや。然らば我等、何の故にか彼に仕うべき。二九 この民をわが手の下に置く者あらばよからんに。さらば我アビメレクを除かんものを。」と。然るにアビメレクに「大軍を糾合して來れ。」と云いし者あり。三〇 蓋し市長ゼブル、オベドの

10) 不和の精神  
 11) 町を護るべきヘバル、ガリチム兩山。  
 12) 大概の市民はアビメレクに敵意を抱いていたが、またゼブルの如く、彼に組する者もあつた  
 13) 曾てエモル(ヘモルともいう。創三四・六参照)を君としていたシケムの人々

三二 子ガールの言を聞きて大いに怒り、<sup>14)</sup> 三三 私かに使者をアビメレクの許に遣しし

三三 なり、その曰く「視よ、オベドの子ガール、その兄弟と共にシケムに來り、市

三三 を嗾かして汝に叛かしむ。三三 されば夜に、汝に従える民と共に起きて、野に潜

三三 み、三三 早朝日出する時に市を襲え。しかして彼がその民を率い、出でて汝に當

三四 らん時、之に汝が及ぶ限りの事を爲せ。」と。三三 茲においてアビメレク、その

三五 全軍と共に夜に起き、シケムの邊四箇所に待伏したり。三五 やがてオベドの子ガ

ール、出でて市の門の入口に立ちたるに、アビメレク、及び彼と共に全軍、

三六 その潜伏せる場所より起ち上れり。三六 ガール、その民を見るや、ゼブルに「視

三六 よ、群衆峰々<sup>15)</sup>より下り來る。」と云いしが、之は彼に答えぬ、「汝、山の影を

三七 見て人の頭の如く思い做すなり、是は汝の謬りにこそ。」と。三七 ガール再び云

三七 いけるは、「視よ、民、地の中央より下り來り、一隊は櫛の樹に向かえる道よ

三八 り來る。」と。三八 ゼブルまた彼に云いけるは、「汝が嚮に、アビメレク何者ぞ

我等彼に仕うべけんや」と云いしその汝の口、今何處にか在る。是、汝が蔑み

14) 彼は

自分が

アビメ

レクの

代りに

なつて

シケム

の支配

権を握

りたか

つたの

である

15) ガリ

チム山

三九 たる民に非ずや。出でて之と戦え。」と。16) 三九よりてガールは、シケムの民の目のあたり、行きてアビメレクと戦いしが、四〇アビメレク彼を逐いて奔らしめ、之を驅りて邑に入らしめたり。かくてその市の門に至るまで、ガール方の者多く殺されたり。四一アビメレクは次いでルマに陣しけるが、ゼブルはガールとその仲間とを邑より驅逐して、止まるを容さざりき。四二されば民翌日野に出でぬ。然るに或人之をアビメレクに告げしかば、四三彼己が軍勢を率いて之を三隊に分ち、野に待伏し、民の市より出で来るを見るや、起ちて之を襲い、四四己が隊を以て市を攻め圍みたり。さる程に、他の二隊は野に逃げ散りたる敵を追えり。四五アビメレクなおその日一日邑を攻めて之を略り、その住民を殺し、邑を毀ちて鹽を撒きたり。17) 四六シケムの塔に住める人々、之を聞くや、その神ベリトの社に入り、18) 其處において之と契約を結びしが、その處はそれに因みて名づけられ、甚だ堅固なりき。四七アビメレク、またもシケムの人々の相集まれる由を聞くや、四八己に

16) 彼は親友顔をしてガールの虚榮心を煽る。17) 昔よく行つた象徴的動作、將來いつまでもその地を不毛ならしめるということをあらわす。18) 多分そこで防衛に當るよりも寧ろ彼らの契約の神(ベールト)の庇護を求めたるにであるら

從<sup>したが</sup>えるすべての民<sup>たみ</sup>と共に、セルモン<sup>セルモン</sup>の山<sup>やま</sup>に登<sup>のぼ</sup>り、斧<sup>おの</sup>を執<sup>と</sup>りて樹<sup>き</sup>の枝<sup>えだ</sup>を切<sup>き</sup>り落<sup>おと</sup>し、之<sup>これ</sup>を搬<sup>はこ</sup>ばんとて己<sup>おの</sup>が肩<sup>かた</sup>に載<sup>の</sup>せ、伴<sup>とも</sup>侶<sup>り</sup>に云<sup>い</sup>いけるは、

「わが爲<sup>な</sup>す所<sup>ところ</sup>を見て、その如<sup>ごと</sup>くに爲<sup>な</sup>せ、速<sup>すみ</sup>かに爲<sup>な</sup>せ。」と。四九より

て、彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>先<sup>さき</sup>を争<sup>あ</sup>りて樹<sup>き</sup>々の枝<sup>えだ</sup>を切<sup>き</sup>り落<sup>おと</sup>し、その將<sup>しょう</sup>に從<sup>したが</sup>い、堡<sup>とりで</sup>を圍<sup>かこ</sup>み

て火<sup>ひ</sup>を放<sup>はな</sup>てり。さればシケム<sup>シケム</sup>の塔<sup>とう</sup>に住<sup>と</sup>まれる人<sup>ひと</sup>々、男女<sup>なんにょ</sup>合<sup>あ</sup>せて一<sup>いっ</sup>千<sup>せん</sup>

人<sup>にん</sup>、煙<sup>けむり</sup>と火<sup>ひ</sup>とに殪<sup>たお</sup>るるに至<sup>いた</sup>りぬ。五〇茲<sup>こゝ</sup>においてアビメレク<sup>アビメレク</sup>、其<sup>その</sup>處<sup>ところ</sup>よ

り進<sup>すす</sup>みてテベス<sup>テベス</sup>の邑<sup>まち</sup>に來<sup>きた</sup>り、己<sup>おの</sup>が軍<sup>ぐん</sup>勢<sup>せい</sup>を以<sup>もつ</sup>て之<sup>これ</sup>を圍<sup>かこ</sup>み略<sup>と</sup>りしが、

五二市<sup>まち</sup>の中央<sup>ちゆうおう</sup>に一<sup>いっ</sup>つの高<sup>たか</sup>き塔<sup>とう</sup>あり、男<sup>おとこ</sup>も女<sup>おんな</sup>も市<sup>まち</sup>の長<sup>ちやう</sup>老<sup>らう</sup>等<sup>ら</sup>一<sup>いっ</sup>同<sup>どう</sup>も共<sup>とも</sup>に之<sup>これ</sup>

に遁<sup>のが</sup>れ、門<sup>もん</sup>を固<sup>かた</sup>く閉<sup>と</sup>鎖<sup>さ</sup>し、塔<sup>とう</sup>の頂<sup>いたゞき</sup>に立<sup>た</sup>ちて胸<sup>きよう</sup>壁<sup>へき</sup>に據<sup>よ</sup>りしかば、五三ア

ビメレク<sup>ビメレク</sup>、塔<sup>とう</sup>の邊<sup>ほとり</sup>に寄<sup>よ</sup>せ來<sup>きた</sup>り、勇<sup>いさ</sup>ましく戰<sup>たたか</sup>い、門<sup>もん</sup>に近<sup>ちか</sup>づきて火<sup>ひ</sup>を放<sup>はな</sup>

たんとせり。五三然<sup>しか</sup>るに視<sup>み</sup>よ、一<sup>ひとり</sup>人の女<sup>おんな</sup>挽<sup>ひき</sup>磨<sup>き</sup>の片<sup>ぺん</sup>を上<sup>うへ</sup>より投<sup>な</sup>げ落<sup>おと</sup>

したるに、そはアビメレク<sup>アビメレク</sup>の頭<sup>こぶ</sup>に當<sup>あた</sup>り、腦<sup>のう</sup>を碎<sup>くだ</sup>きぬ。21) 五四彼<sup>かれ</sup>急<sup>いそ</sup>ぎ己<sup>おの</sup>

が太<sup>た</sup>刀<sup>ちゆう</sup>持<sup>もち</sup>を呼<sup>よ</sup>びて之<sup>これ</sup>に云<sup>い</sup>いけるは、「汝<sup>なんじ</sup>の太<sup>た</sup>刀<sup>ちゆう</sup>を拔<sup>ぬ</sup>きて我<sup>われ</sup>を殺<sup>ころ</sup>せ、

19) シケムからペトサ  
ンへの道を行くこと  
四時間にして達す。

20) 家婦がパンを焼く  
前麥を粉にするため  
用いる手で動かす引  
白の上半分。この石  
臼は下半分を固定さ  
せ、上半分をそれに  
ついてゐる柄で、下  
部に固定してある  
軸の周圍をまわすの  
であるが、兩部各々  
直徑は約半メートル  
厚さは約一〇センチ  
メートルある。

21) 母下一一・二一。



五五 是、我が女に殺されたりと云わることなからん爲なり。」

五五 と。その者命に従いて彼を殺せり。<sup>22)</sup> 五五 さて彼死にければ

彼と共にありしイスラエルの人々、皆己が家に歸れり。

五六 かく天主はアビメレクがその七十人の兄弟を殺して、己

五七 が父に爲したりし惡に報い給いぬ。<sup>五七</sup> シケムの人々もまた

その爲したる所の報いを得たり。<sup>23)</sup> 即ちイエロパールの子

ヨアタムの呪咀、彼等の上に及びしなり。

## 第十章

トラ二十三年間ヤイル二十二年間イスラエルを治む—民また偶像を禮拜し、ファイリスト人及びアンモン人に惱まざる—民天主に御救助を求め、痛悔せしにより主之を憐み給う。

一 アビメレクの後に起りて、イスラエルの支配者となりしは、イツサカルの人、アビメ  
二 レクの父の兄弟、ファの子トラにして、彼はエフライム山のサミルに住み、二十三年

22) 母上三一・四。代上一〇・四。  
23) 筆者はこの暴君の一生から引出される道徳的教訓を強調し、天主の報復が邪惡な者共に下ることを示す。元兇は罰を受け、その罪を助けたかどで、シケムの人々も罰せられた。

三 の間イスラエルを審判きてより、逝きてサミルに葬られたり。三之が後を  
 継ぎしは、ガラード人ヤイルにして、二十二年の間イスラエルを審判き  
 四 しが、彼に三十人の子あり、<sup>1)</sup> 三十頭の仔驢馬に乗り、<sup>2)</sup> 三十の市に  
 長たり。それらはガラードの地にあり、彼の名に因み、ハヴオト・ヤイ  
 五 ル、即ちヤイルの邑と稱ばれて、今日に至れり。五やがてヤイル逝き、  
 六 カモンと稱ばるる處に葬られたり。六然るにイスラエルの裔等舊き罪に  
 新しきを累ね、主の御眼前に悪を行い、バールとアスタロトとの偶像、<sup>3)</sup>  
 シリア、シドン、モアブ、及びアンモンの裔等やファイリスト人の神々に  
 七 事え、主を棄てて之を祀らざりき。七されば主、彼等に對して怒り、之  
 八 をファイリスト人及びアンモンの裔等の手に付し給いぬ。八茲に於いて、  
 ヨルダンの彼岸、ガラードに在るアモル人の地に住める者は皆、十八年  
 九 の間、悩まされ、太く虐げられたり。九即ちアンモンの裔等、ヨルダン  
 を渡り、ユダ、ベンヤミン、及びエフライムを荒らしたる程にて、イス

第十章 1) 數人の妻から生まれたのらしい。  
 2) 故に彼らは高貴の身分であつた。—3) 彼らはカナアンの偶像やシリアのそれのほか、シドンの女神アスタロト、モアブの男神カモス、アンモンの男神メルコム(モロク)ファイリストの男神ダゴンなどを祀つていた。

一〇 ラエルの惱まさらること甚だしかりき。一〇茲において彼等主に叫びて云いけるは、「我等汝に罪を犯せり、蓋は主我等の天主を棄て、神々に事えられたるなり。」と。一一主之に曰いけるは、「嚮にエジプト人、アモル人、アンモンの裔等、ファイリスト人、二またシドン人、アマレク人、及びカナアン人、汝等を虐げしに、汝等我に叫ぶや、我は汝等を彼等の手より救い出したるに非ずや。二三しかも汝等は我を棄て異なる神々を祀りたり。さればこそ我は汝等を最早救うを欲せざるなれ。5) 一四行きて、汝等が選びたる神々を呼び頼め。彼等こそ、患難の時に當りて汝等を救えかし。6) 一五イスラエルの裔等、乃ち主に云いけるは、「我等罪を犯せり。汝、凡てその嘉し給う如く、我等に報い給え、ただこの度のみは我等を救い給え。」と。

一六 かく云いて彼等、その領内より異なる神々の偶像を悉く捨て去り、主に天主に事えたり。されば主も彼等の患難に憐憫を催し給いぬ。一七さる程にアンモンの裔等、鬨の聲を擧げて、ガラードにその天幕を張りしが、7)

4) バールたち  
 5) 汝らが心の底から悔い改めざる限り。  
 6) 時によつてかの神々の名を呼んだり、わが名を呼んだりして助けを求めるのは不當である。  
 7) ガラードはここでは普通の如くヤボク及びアルノン間の地、もしくはヤルムク及びアルノン

一八 之に對しイスラエルの裔等は、相集まりてマスファ  
 に陣せり。一八時にガラードの將等、互に云いけるは  
 「我等の中、先ずアンモンの裔等と戰爭を始めん者  
 ガラードの民の首領たるべし。」と。<sup>8)</sup>

### 第十一章

イエフテ、アンモンと戦う一願を立てしに由り、一人娘を献ぐ。

一 その頃イエフテというガラード人あり、いと剛毅  
 なる人にして武夫なりしが、娼婦の子にてガラード  
 の胤なりき。<sup>二</sup>然るにガラードは妻あり、之により  
 て數子を儲けしが、その子等成長したる後、イエフ  
 テを追い出して云いけるは、「汝は他の母の子なれ  
 ば、我等の父の家を嗣ぐべからず。<sup>1)</sup>」と、<sup>三</sup>されば  
 彼逃れて彼等を避け、<sup>2)</sup> トブの地<sup>3)</sup>に住みしに、貧

間の地域をさすのでなく、ヤボクの南  
 方にある一都市の名である。マスファ  
 はヤボクの北方にある。一)の天主はか  
 くてイエフテを士師に立て給う思召な  
 ので、彼らをこういう結論に導いたの  
 はその御攝理であつた。

第十一章 1) 庶出の子らは遺産相續か  
 ら除外された。一)の憤怒と恥辱感から。  
 3) ペレアの北に位する、シリアの州。

窮<sup>きゆう</sup>せる者<sup>もの</sup>共<sup>とも</sup>及<sup>およ</sup>び盜賊<sup>とうせき</sup>等<sup>ら</sup>、彼<sup>かれ</sup>の許<sup>もと</sup>に集<sup>つど</sup>い來<sup>きた</sup>り、彼<sup>かれ</sup>を首領<sup>かしら</sup>として之<sup>これ</sup>に従<sup>したが</sup>いぬ。

五四 四 その頃<sup>ころ</sup>、アンモンの裔<sup>こら</sup>等<sup>ら</sup>、イスラエルと戰<sup>たた</sup>い、<sup>五</sup>太<sup>いた</sup>く之<sup>これ</sup>を窘<sup>くろ</sup>窮<sup>く</sup>しめしか

ば、ガラードの長老<sup>ちやうらうら</sup>等<sup>ら</sup>、トブの地<sup>ち</sup>よりイエフテを連<sup>つ</sup>れ來<sup>きた</sup>りてその助<sup>たすけ</sup>力を仰<sup>あお</sup>

六 六 がんと、行<sup>ゆ</sup>きて 彼<sup>かれ</sup>に云<sup>い</sup>いけるは、「來<sup>きた</sup>りて我<sup>われ</sup>等<sup>ら</sup>の將<sup>しょう</sup>となり、アンモンの

七 七 裔<sup>こら</sup>等<sup>ら</sup>と戰<sup>たた</sup>え。」と。 彼<sup>かれ</sup>乃<sup>な</sup>ち答<sup>こた</sup>えけるは、「汝<sup>なんじら</sup>等<sup>ら</sup>は我<sup>われ</sup>を憎<sup>にく</sup>みて、わが父<sup>ちち</sup>の家<sup>いえ</sup>

八 八 より追<sup>お</sup>い出<sup>いだ</sup>したる人<sup>ひと</sup>々<sup>とく</sup>ならずや。しかも今<sup>いま</sup>必要<sup>ひつよう</sup>に迫<sup>せま</sup>らるるや、わが許<sup>もと</sup>に來<sup>きた</sup>

九 九 るなり。」と。<sup>の</sup>八<sup>と</sup>時<sup>とき</sup>にガラードの長<sup>おさ</sup>等<sup>たち</sup>イエフテに云<sup>い</sup>いけるは、「汝<sup>なんじ</sup>、我<sup>われ</sup>等<sup>ら</sup>と

一〇 一〇 共<sup>とも</sup>に行<sup>ゆ</sup>きてアンモンの裔<sup>こら</sup>等<sup>ら</sup>と戰<sup>たた</sup>い、すべてガラードに住<sup>す</sup>める者<sup>もの</sup>の頭<sup>かしら</sup>となる

一一 一一 べし、今<sup>いま</sup>我<sup>われ</sup>等<sup>ら</sup>が汝<sup>なんじ</sup>の許<sup>もと</sup>に來<sup>きた</sup>れるは、即<sup>すな</sup>ちこの故<sup>ゆえ</sup>にこそ。」と。<sup>の</sup>九<sup>と</sup>イエフテ

一二 一二 また彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>に云<sup>い</sup>いけるは、「汝<sup>なんじら</sup>等<sup>ら</sup>もし眞<sup>まこと</sup>に、我<sup>われ</sup>をして汝<sup>なんじら</sup>等<sup>ら</sup>の爲<sup>ため</sup>に、アンモン

一三 一三 の裔<sup>こら</sup>等<sup>ら</sup>と戰<sup>たた</sup>わしめんとて、わが許<sup>もと</sup>に來<sup>きた</sup>りしならば、主<sup>しゆ</sup>之<sup>これ</sup>をわが手<sup>て</sup>に付<sup>つ</sup>し給<sup>たま</sup>

一四 一四 うに於<sup>お</sup>いては、我<sup>われ</sup>、汝<sup>なんじら</sup>等<sup>ら</sup>の頭<sup>かしら</sup>とならんか。」と。<sup>の</sup>一〇<sup>と</sup> 彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>之<sup>これ</sup>に答<sup>こた</sup>えけるは、

一五 一五 「是<sup>これ</sup>を聞<sup>き</sup>き給<sup>たま</sup>う主<sup>しゆ</sup>こそ立<sup>たち</sup>會<sup>あ</sup>いて證<sup>あかし</sup>し給<sup>たま</sup>う者<sup>もの</sup>なれ、我<sup>われ</sup>等<sup>ら</sup>約<sup>やく</sup>したる如<sup>ごと</sup>くに爲<sup>な</sup>さ

一六 一六

4) しばらくたつてから。

5) 創二六・二七。一)のかく

てイエフテはまずガラード

だけの士師となる。一)のイ

エフテは、太平の時にも自

分の指導職の續くことを條件とする。

二 ン。」と。二茲こゝにおいてイエフテ、ガラードの長等おさたちと共にとも行きしに、民舉たみこぞりて之これをその首長かしらとなしぬ。イエフテ乃すなわちマスファに於おいて主の御前みまへに已おのが言ことばを悉ことごとくく述べたり。三 次ついでアンモンの裔等こいらの王おうの許もとに使者ししやを遣つかし己おのが名なによりて云いわしめけるは、「我われと汝なんじとの間あいだに何事なにごとありて、汝なんじ我われを攻せめ來きたり、わが地ちを荒あらさんとするぞ。」と。一三 王おう彼等かれらに答こたえけるは、「イスラエル、エジプトより上のぼり來きたりし時とき、アルノンの境界さかいよりヤボク及びヨルダンに至いたるまで、わが地ちを奪うばい取りしによりてなり。されば今いま穩おだやかに之これを我われに返還かえせかし。」と。一四 一四 イエフテまた彼等かれらに傳言でんごんし、命めいじてアンモンの王おうに云いわしめけるは、一五 一五 イエフテかく云いう、イスラエルはモアブの地ちをも、アンモンの裔等こいらの地ちをも取とらざりき。一六 一六 却かえつてそのエジプトより上のぼり來きたりし時ときには、荒野あれのを通とおりて紅海こうかいに達たつし、カデスに到いたりぬ。一七 一七 それよりエドムの王おうに使者ししやを遣つかして曰いく、「乞こう、我われをして汝なんじの領地りやうちを通とおらしめよ。」と。然しかるに彼かれはその請願こいを容いることを肯がんぜざりき。またモアブ

8) そこには、ゲデオンがエフラに有していたよるな、主の祭壇があつたらしい。イエフテは長老等の申し出した決議を嚴かに主に報告し民から忠誠服従の確約を受けた。一〇) 汝には戦らべき何の理由もない。一〇) 民二一・二四。

一八 の王にも人を遣しけるが、之も同じく通過せしむることを拒みたり。よりてイスラエルはカデスに留まりしが、<sup>11)</sup> 一八やがてエドムの地及びモアブの地の横を迂回し、モアブの地の東の方に至りてアルノンの彼岸に陣を張り、モアブの領域に入らんとはせざりき。アルノンはモアブの地の境界なればなり。<sup>12)</sup> 一九かくてイスラエル、ヘセボンに住めるアモル人の王セホンに使者を遣しけるが、彼等彼に云いけるは、我をして汝の地を通り、河に至らしめよ、と。二〇然るに彼もまたイスラエルの言を侮りて、之にその境界を通らしめず、却つて無数の軍兵を集め、出でてヤサに之を撃ち、頑強に抵抗せり。二三されど主、彼をその全軍と共に、イスラエルの手に付し給いしかば、之は彼を討ち取りて、その國に住めるアモル人の地を悉く占領せり、三三そはアルノンよりヤボクまで、また荒野よりヨルダンまでに及ぶその全領土なりき。<sup>13)</sup> 三三かくの如く、主イスラエルの天主はアモル人を、イスラエルの御民が之と戦いし時、滅ぼし給いぬ。然るに汝、今その地を獲んとするか。三四汝の神たるカモスの有てる物は、當に

11) 民二〇・一

三。

12) 民二

一・一

三。

13) 一三

節でア

ンモン

の王が

要求し

ていた

領地。

汝のものならずや。されど主我等の天主の贏得給える物は、我等の所有たるべし。<sup>14)</sup> <sup>二五</sup>それとも汝はモアアの王セフオルの子バラクに優る者なりや。

または彼がイスラエルと争い之と戦いしことを示し得るや。<sup>15)</sup> <sup>二六</sup>イスラエルは三百年の間、ヘセボン及びその村々に、アロエル及びその村々に、またヨルダンの邊なるすべての市に住みたりしものを。汝等何故かくも久し

き間、その要求を試みざりしや。<sup>二七</sup>されば我汝に罪を犯さず、汝こそ我に不正なる戦を宣して、我に非を行なれ。願わくは主審判者として、今日

イスラエルとアンモンの裔等との間を判定き給えかし、<sup>16)</sup> <sup>二八</sup>されどアンモンの裔等の王は、イエフテが使者を以て云い遣りし言をも、聽容れん

とはせざりき。<sup>二九</sup>茲において<sup>17)</sup> 主の靈イエフテに臨み給いしかば、彼、ガラード及びマナツセを経歴りてガラードのマスファに至り、其處よりアン

モンの裔等の許にと進みしが、<sup>三〇</sup>主に誓願を立てて云いけるは、「汝もしアンモンの裔等をわが手に付し給わば、<sup>三一</sup>我平定してアンモンの裔等の許

アンモンの裔等をわが手に付し給わば、<sup>三二</sup>我平定してアンモンの裔等の許

14) アモル人の見解に合致ししかもカモスを實際の神としない云い分  
15) 民二二二一。  
16) 他の裁判者たちがたゞ言葉によるのと違つて、行爲によつて、即ち勝を正當の權ある側に與えて。—17) 彼の提議が斥けられた後。



三三 迎うる者を、燔祭として主に献げん。」と。18) 三三 かくてイエフテ、アンモンの裔等の許に進み行き、之と戦いけるに、主彼等をその手に付し給いしかば、三三 彼、アロエルよりメンニトに至るまで、二十の市を攻畧り、また葡萄酒に圍まれたるアベルまで、甚だしき大打撃を與えたり。茲においてアンモンの裔等、イスラエルの裔等に屈服せり。三四 かくてイエフテ、マスファに歸りて己が家に至りしに、その一人娘、鼓を執り踊りつ三三 彼を出で迎えぬ。蓋し、彼には他に子等あらざりしなり。三五 彼、之を見るや己が衣服を裂きて云いけるは、「ああ、わが娘よ、汝我に望を失わしめ、自らも望を失いたり。蓋し我は主に向かいて口を開きたれば、違背して行ふことを得ず。」と。三六 娘彼に答えけるは、「わが父よ、卿もし主に對いて口を開き給いしならば、凡て卿の約し給える如く我に爲し給え、卿の敵に對する復讐と勝利と、卿に與えられたればなり。」と。

18) 多分イサークを献げよとのアブラハムに對する天主の御命令や、異教徒の人身御供の習慣を思つて、人間を犠牲として献げることゝ約束したのである。イエフテの心がけを思えば、これは諒恕するところができるが、たゞ熟考した上での約束ではなかつた。

三七 またその父に云いけるは、「ただわがこの願  
 いを我に容し給え。即ち我を遣して二箇月の間  
 山々を廻らしめ、わが友と共にわが處女の身  
 を<sup>19)</sup>嘆かしめ給え。」と。三八 彼之に「行け。」と  
 答え、二箇月の間之を遣しければ、娘、その友  
 等仲間と共に行き、山の上にて己が處女の身を  
 嘆きぬ。三九 さて二箇月の期間満了るや、娘、そ  
 の父の許に歸りたれば、彼は己が誓いたる如く  
 之に爲しけるが、<sup>20)</sup> 娘終に男を知らざりき。こ  
 れよりイスラエルに盛となりし行事あり、慣例  
 として守らるるに至りぬ。四〇 即ち年毎にイスラ  
 エルの娘等相集まりて、四日の間、ガラード人  
 イエフテの娘を悼み嘆くこと、是なり。

19) 子どもがないままに死ぬことを。子がな  
 くて死ぬことは大不幸、いな恥とさえ考え  
 られていた。この娘が自分の處女たること  
 を嘆くために、二カ月のいとまを願ひ求め  
 たのは、そのすぐ後で一命を献げなければ  
 ならない場合にのみ、意義がある。もしも  
 イエフテが、その誓いを或る解釋者達が説  
 明しているように、娘をただ生涯聖所に献  
 げただけとすれば、かの女はそれから後の  
 一生涯、處女たることを嘆き得る筈である。  
 20) 文章前後の關係によれば(三一節)、イエ  
 フテは娘を殺して燔祭に献げたのである。  
 これにつき聖ヒエロニモはいわく、献げた  
 者と献げられた者との心がけは天主に嘉さ  
 れたであるが、この犠牲は嘉せられなかつた、と。

## 第十二章

エフライム人イエフテと争うーアベサン、アヒアロン、及びアブドン士師となる。

一 然るに視よ、エフライムに反亂起れり。<sup>1)</sup> 即ち人々北に行き、イエフテに云いけるは、「汝、アンモンの裔等と戦わんとて出征しし時、何故我等を召びて汝と共に行かしめんとせざりしや。この故に我等汝の家を焼かんとす。」<sup>2)</sup> 彼乃ち之に答えけるは、「我とわが民とはアンモンの裔等に對して激しく鬭争いたり。時に我汝等を召びて、我を援けしめんとしたれども、汝等然爲すを肯ぜざりき。<sup>3)</sup> 我、之を見るや、わが生命を賭け、進み行きてアンモンの裔等に當りしに、主之をわが手に付し給いしなり。我に何の非ありてか汝等起ちて我と鬭わんとはする。」<sup>4)</sup> と。かくて彼はガラードの人々を悉く己が許に召し集め、エフライムと戦いしが、ガラードの人々エフライムを撃破りぬ。これ、會てエフライムが、「ガラードはエ

### 第十二章 1) エフラ

イムは最も多数で、ヨズエに關係があるのと領内に契約の櫃が保管してあるのとで最も尊敬されていた一族であつた。それで萬事に優越を求め、他族を輕蔑していた。—<sup>2)</sup>本八・一。<sup>3)</sup>原文「わが生命を己が手の中に置き」

五 フライムの脱走者にして、エフライムとマナツセとの中に住むなり。」  
と云いたればなり。五しかしてガラード人、よりて以てエフライムの歸

るべきヨルダンの徒涉場を占取し、エフライム方の人員、逃れて其處  
に來り、「乞う、我が渡るを許せかし。」と云うや、ガラード人之に、

六 「汝はエフライム人ならずや。」と云い、彼もし「然らず。」と云う時は  
六さらば、スキボレト—譯せば穂—と云え。」と求めたり。されど彼同

七 じ文字ながら、穂と云うを得ずして、「シボレト」と答えんか、彼等直  
に之を捕え、ヨルダンのその徒涉場に於いて殺せり。その時エフライム

八 人の中、四萬二千人殞れたり。七かくてガラード人イエフテ、六年の間  
イスラエルを裁きけるが、終に死してガラードの己が市に葬られぬ。

九 その後ベトレヘムのアベサン、のイスラエルを裁きたり。九彼に息子  
三十人あり、なお娘三十人ありしが、之を外に出して夫に與え、またそ

の息子等の爲に同數の妻を娶りて、之を己が家に納れぬ。八かくて彼七

4) エフライムの  
落人。—5) エフ  
ライム人は「ス  
ク」を「シユ」  
のように發音し  
た。—6) この出  
征中の全期間に  
7) ザブロン族の  
人(書一九・一  
五)。—8) アベサ  
ンは自族及び多  
分他の諸族をも  
自分の家と密接  
な關係を結ばせ  
以てその人々の  
ために、支配權  
とまではゆかず  
とも、せめては

一〇 年の間イスラエルを裁きけるが、一終に死して、ベトレヘムに葬られたり。  
 二 その後を継ぎしは、ザブロン人アヒアロンにして、十年の間イスラエルを  
 裁きけるが、二三終に死してザブロンに葬られぬ。二三彼の後にはファラトン人  
 一四 イレルの子アブドン、イスラエルを裁きたり。一四彼に息子四十人、及び之よ  
 り出でし孫三十人あり、仔驢馬七十頭に乘れり。九) 彼八年の間イスラエルを  
 裁きけるが、一五終に死してアマレクの山中、エフライムの地に在るファラト  
 一五 ンに葬られぬ。

### 第十三章

サムソンの誕生。

一 さるほどにイスラエルの裔等、また主の御眼前に悪を行いしかば、主彼等  
 二 を四十年の間、フィリスト人の手に付し給えり。一) 二さて茲にサラの一人にて  
 三 ダンの族に、その名をマヌエと稱ぶ者ありしが、その妻は石婦なりき。三然  
 るに主の使その女に現れて云いけるは、「汝は石婦にして子なし。されど汝

いつまでも裕福を確保した  
 一と思つたのである。

九) 本一〇  
 ・四参照

第十三章

一) 本一〇  
 ・六。

四

懐胎して一子を産まん。<sup>2)</sup> されば戒心して葡萄酒並に濃き酒をば飲むことなく、またすべて不浄なる物をば食することなかれ。<sup>3)</sup>

五

蓋は汝懐胎して一子を産むべければなり。且それが頭には剃刀を觸るべからず。蓋し彼は母胎を出でし嬰兒の時より天主のナザ

レ人たるべし。<sup>4)</sup> しかして自らフィリスト

六

人の手よりイスラエルを救い始めん。」と。六 女乃ちその夫の許に來りて彼に云いけ

るは、「その面天使の如くにして、いと畏

ろしき天主の人<sup>5)</sup> わが許に來れり。我その

誰なるか、何處より來れるか、またその名

を何と稱ぶかを尋ねしに、彼我にそを告げ

2) この言葉とザカリアへの御告げとは著しく似ている。一創一六・一一。母上一・二〇。路一・一以下。一<sup>3)</sup> 天主は子を産まんとする女には一時ナザレ人たることを(四節)、約束の子には終身ナザレ人たることを(五節)、求め給う。一民六・三、四。一<sup>4)</sup> その子には幼少の頃から天主に身を献げた者、ナザレ人(別にするといふ意味のナザルから出た語)になつて貰いたいといふのである。ナザレ人たる者は(民六・一以下参照)、葡萄酒や強い酒を飲んではならず、頭髮をのばし、屍體に決して觸れぬよう、注意しなければならなかつた。通常ナザレ人には、一定期間誓願を立ててなるのであつて、一定の犠牲を献げてそれを終えたしかしサムソンの例の示す如く、一生涯ナザレ人たることもあつた(七節)。一<sup>5)</sup> 女は「主の使」すなわち天主御自身を「天主の人」すなわち預言者と思つた。しかしその威容から人間以上の者といふ印象を受けた。

七 んとはせずして、七かく答えぬ、〃視よ、汝懐胎して一子を産まん、汝戒心して葡萄酒  
 及び濃き酒を飲むことなく、またすべて不浄なる物を食することなかれ。蓋しその子は  
 八 母胎を出でし嬰兒の時より、その死する日迄、天主のナザレ人たるべし。〃と。八茲に  
 おいてマヌエ、主に祈りて申しけるは、一主よ、願わくは、汝の遣し給いし天主の人が  
 九 再び來りて、生るべき子に就き我等の爲すべき事を我等に教えんことを。〃と。九主乃ち  
 マヌエの祈禱を聽容れ給いて、主の使、彼の妻の野に坐せる所に再び現れたり。されど  
 一〇 その夫マヌエは之と共に居らざりき。さて女天使を見るや、一〇急ぎその夫の許に馳せ行  
 二 き、之に告げて云いけるは、一視よ、わが嚮に見たりし人、我に現れたり。〃と。二彼は  
 起ちてその妻に従い行きしが、その人の許に至りて、一卿はこの女に語りし者なるか。〃  
 一三 と云いしに、一然り。〃と答えぬ。一三マヌエ之に云いけるは、一卿の言の成就せん時、卿  
 その子に何を爲さしめんとし給うぞ。また彼は何をか慎しむべき。〃と。一三主の使マヌ  
 一四 エに云いけるは、一汝の妻はわが彼女に告げたりし事をすべて慎しむべし。一四即ち凡て  
 葡萄酒の樹より出る物は食すべからず。葡萄酒及び濃き酒を飲むべからず。また不浄なる

一五 物を食すべからず。しかしてわが彼女に命じたる所を悉く果し守るべし。」と。一五 マヌエまた主の使に云いけるは、

一六 「願わくはわが願を容れ、我等をして卿の爲に仔山羊を調理えしめ給え。」と。一六 然るに天使之に答えけるは、「汝よしや我に強うとも、我汝のパンを食せじ。されど汝もし燔祭を獻げんと欲せば、之を主に獻げよ。」と。しかもマヌエはその主の使なることを知らざりき。一七 されば彼に云いけるは、「卿の名は何と云うや、卿の言もし成就せば、我等卿を崇むべければ。」と。一八 彼之に答えけるは、「汝何故にわが名を尋ぬる、そは『不思議』なり。」と。一九 茲

においてマヌエ、畜群の中より仔山羊を執り、また灌祭の酒を執りて、之を岩の上に置き、主に獻げしに、主奇蹟を行給いしかば、彼とその妻と見守りたり。二〇 即ち焰

の天使達は、聖書によれば、人が彼らに獻げんと欲する犠牲を始終天主に歸する。―それは被造物としてかかる崇敬を受けてならないから。但一〇・一七一―一九。黙一九・一〇。二二・八一九などを参照。―この語の東國での慣用法に従えば、何か禮物を獻げて。民二二・一七など参照。今度はマヌエが天使を人間と思つた。―これは、全く異常な、超自然的種類のもをあらわしているので、『不思議』というのである。―創三二・二九。―の司祭として獻げるのではなく、證人として。



祭壇<sup>10)</sup> より天に上れる時、主の使もまた焰の中に入りて上りしな  
 り。<sup>11)</sup> マヌエとその妻とは之を見るや、地に平伏しぬ。三それより  
 主の使は最早彼等に現れさりき。かくてマヌエ頓にその主の使なり  
 しことを悟れり。三よりて彼その妻に、「我等天主を見奉りたれば、  
 必ず死すべし。」と云いしに、<sup>三三</sup>女彼に答えけるは、「主もし我等を  
 殺さんと欲し給わば、我等の手より燔祭及び灌祭を受け給わざりし  
 なるべし。また我等にこのすべての事をも、來るべき事をも、告げ  
 給わざりしなるべし。」と。<sup>三四</sup>かくて女、子を産みて、その名をサ  
 ムソン<sup>12)</sup>と稱びしが、その子生い立ち行くに、主之を祝し給えり。  
<sup>三五</sup>しかして主の靈、サラとエスタオル<sup>13)</sup>との間なるダンの陣營に  
 於いて、<sup>14)</sup>初より彼と共に在し給えり。

10) 前に岩と云つてあつた。—11) 本六・二〇以下参照。—12) サムソン(シエメシユ即ち「太陽」から出た語)は「光り輝く者」の義。—13) ユダの領内。—14) 本一六・三一によれば、ここにサムソンの墓があつた。それで彼の両親の住居もやはりここにあつたらしい。

第十四章

サムソン、ファイリスト人の女を娶る—婚筵に謎を出す。

一 かくてサムソン、タムナタに下り、<sup>1)</sup> 其處にてファイ

リスト人の娘等の一人なる女を見、<sup>2)</sup> また上りて己が

父己が母に告げて云いけるは、「我、タムナタにおい

て、ファイリスト人の娘等の一人なる女を見しが、乞う

之をわが爲に妻として迎え給え。」<sup>3)</sup> <sup>4)</sup> その父母之に

云いけるは、「汝、割禮を受けざるファイリスト人の中

より妻を娶らんとするは、汝の兄弟の娘等の中、また

はわがすべての民の中に、女あらざるが故にや。」と。

されどサムソンはその父に云いぬ、「かの女、わが眼

に適いたれば、之をわが爲に迎え給え。」<sup>4)</sup> 然るに

彼の兩親は、その事の主より出でたること、及び彼が

第十四章 1) イスラエル人がファイリ

スト人の許に行つた一理由は、母上

一三・二〇以下を見よ。 2) ファイリ

ストの女との結婚は、律法に明らか

に禁じてないが、律法の精神には反

していた。モイゼの五書の禁令はカ

ナアンの女との結婚に對してである

(出三四・一六。申七・二)。 四節

の「その事主より出でたり」とは、

サムソンがファイリスト人と縁を結ん

で、以て彼らに敵對する機會を得た

限りにおいて云える。

五 當時はフィリスド人がイスラエルを治め居たるなり。茲において  
 サムソン、その父母と共にタムナタに下り行きぬ。かくて彼等、  
 その邑の葡萄酒に到りけるに、視よ、若き獅子ありて、咆え猛りつ  
 六 つ彼に向かい來れり。されど主の靈、サムソンに臨み給いしかば、  
 彼手に何の武器をも持たざるまま、仔山羊を幾片にも裂く如く、そ  
 の獅子をば引裂きけり。但し彼は之をその父母に告ぐることを好ま  
 七 ざりき。それより彼下り行きて、己が眼に適いたる女と語らいた  
 八 り。八さて數日の後、之を娶らんとて歸り行くに當り、道を枉げて  
 九 かの獅子の屍を見しに、視よ、獅子の口に蜂の群と蜜とありけり。  
 彼乃ち之を手に取りて、途すがら食ひ、且その父母の許に至りて  
 之に分ち與えしかば、彼等もまた之を食ひぬ。されど彼はその蜜を  
 一〇 獅子の軀より取りしことは語るを欲せざりき。かくてその父か

3) 婚約のために。  
 4) サムソンの超人的な力は、天主に身を  
 献げた者に下つた主  
 の靈の賜物であつた  
 5) されば彼は父母の  
 行つたのと違つた道  
 を取つていたのであ  
 る。1)の東國の炎熱  
 では、獸の死骸が短  
 い間に全く乾燥して  
 しまふことも珍らし  
 くない。1)の彼らは  
 「不淨な」蜜と知つ  
 たなら食べなかつた  
 である。後にこの  
 「謎」は漏れた。彼  
 は父母には何も云わ

の女の許に下り行きて、その子サムソンの爲に饗宴を設け  
 たり。蓋しかく爲すは、若者等の慣例なりしなり。二時に  
 その處の市民等、彼を見て、その爲に三十人の友<sup>8)</sup>を連れ  
 來り、之と一座せしめけるが、三サムソン彼等に云いける  
 は、「我汝等に謎をかけん。汝等もし七日の饗宴の間に之  
 を我に説き明さば、我汝等に三十枚の襯衣と同數の上衣と  
 を與えん。二三されどもし説き明すを得ずば、汝等我に三十  
 枚の襯衣と、同數の上衣とを與うべし。」と。彼等之に答  
 えけるは、「その謎を提出して我等に聞かしめよ。」と。  
 一四 彼乃ち彼等に云いけるは、「食する者より食物出で、強  
 き者より甘き物出でたり。」と。然るに彼等三日の間にこ  
 の謎を解くこと能わざりき。一五 されば七日目に及びて彼等  
 サムソンの妻に云いけるは、「汝の夫に媚びて之を説き伏

なかつたが、妻には後に告げた。  
 8) 三十人も待女郎や介添の若者  
 がいるとは、かなりな盛宴。續  
 九・一五参照。昔の婚禮式。サ  
 ムソンの友達は誰もサラ一と共  
 に彼に隨行しなかつた。それは  
 多分彼のフイリストの女との結  
 婚が、彼の同國人の反感を買つ  
 た爲であるらう。かくて新郎はい  
 わば自國の民を斷念したのであ  
 った。一) このヘブレオ原文は  
 韻文で、二部から一つの詩がで  
 きている。この謎を解くのが難  
 いのは、通常食する者は食物を  
 攝るばかりで出すことなく、強  
 き者からは甘き物など期待され  
 ないからである。

一六 せ、謎の意の何たるかを汝に告げしめよ。汝もし是爲すを肯わすば、我等汝と汝の父の家とを焚かん。汝等は我等の物を奪わんとて、我等を婚筵に招きたるや、如何に。」と。一六よりて女サムソンの前に泣き且愁訴えて云いけるは、「汝は我を嫌い、我を愛せず。さればこそ汝わが民の子等にかけたる謎を我に説き明さざるなれ。」と。されど彼答えけるは、「我はわが父母にも云うを欲せざりしものを、争でか汝に明かすを得んや。」と。

一七 かくの如く女饗宴の七日の間彼の前に泣きたるほどに、終に七日目に至りて煩わしさのあまり、彼説き明しければ、女直にその同國人に告げ知らせたり。一八 茲において彼等、七日目、日の没るに先立ち、彼に云いけるは、「何物か蜜より甘き、何物か獅子より強き。」と。彼乃ち彼等に云いけるは、「汝等わが牝の犢もて耕さざりしならば、II) わが謎を曉らざりしならんに。」と。一九 折しも主の靈彼に臨み給いしかば、彼アスカロン<sup>12)</sup>に下り行き、其處にて男三十人を打殺し、その衣服を奪いて、謎を解きし者

10) これまた二部より成る詩で、語少くして完全に謎に答えている。  
 11) サムソンも韻文を用いて答える。いかにも口惜しさを活々と表す同じ韻を踏んで。—12) フィリスト人の主要都市の一つ。地中海に臨み、ダムナタの南西約四十キロメートル

二〇 共に與え、<sup>13)</sup> 激しく怒りてその父の家に上り行けり。二〇さる程にその妻は彼の友にして婚筵の客たりし者の一人を迎えて夫となしぬ。<sup>14)</sup>

ルの所にある。—<sup>13)</sup>この残忍行爲は昔の習慣によつて批判せねばならぬ。ファイリスト人はイスラエルの民の敵であり壓迫者であつたので、サムソンはその手からこれを救う召命を受けたのである。—<sup>14)</sup>この女は彼に捨てられたよらなので、すぐまたその父に、婚禮附添人三十人中の一人の許に嫁がせられた(本一五・二参照)。家族ならびにファイリスト人の禍の種になつた出来事。

### 第十五章

サムソン妻を拒まる—彼ファイリスト人の麥を焼き、またその多數を殺す。

#### 第十五章

1) 當時の習慣による贈物。創三八・一七参照。

一 二さて少時の後、麥秋近き頃、サムソンその妻を訪わんとて來り、畜群の中より一頭の仔山羊を之に齎ししが、その平常

一 二 三 四 五 六  
 の如く女の閨房に入らんとするや、その父之を禁めて云いけ  
 るは、「我は汝がかの女を嫌いたりと思ひしにより、之を汝  
 の友に與えぬ。されど彼女に妹あり、彼女より若くして美し  
 ければ、彼女の代りに之を汝の妻とせよ。」と。三サムソン之  
 に答えけるは、「今日よりして、我ファイリスト人に對し辜な  
 かるべし。我必ず汝等に害を加えん。」と。四彼乃ち行きて  
 狐三百頭を捕え、その尾と尾とを繋ぎ合せ、尾の間に炬火  
 を結びつけ、之に火を點じて放ち遣り、此處彼處と馳せ  
 廻らさしめしに、彼等忽ちファイリスト人の麥の中に入り行き  
 之に火を放けしかば、麥の既に運び集めたるものも、未だ莖  
 ながら立てるものも、悉く焼かれしのみか、火焰は葡萄畑や  
 橄欖の園までも焼き盡せり。六その時ファイリスト人云いける  
 は、「かかる事を爲せるは何人ぞ。」と。或人彼等に答えけ

二) 汝ちがイスラエル人に  
 るいろ不當なことをしたか  
 ら。一三) このヘブレオ語  
 「シユアリム」は狐でなく  
 山犬をさすといふ解釋者も  
 少くない。そうとすれば、  
 この獸の捕獲がわかり易く  
 なる。山犬は狐よりも大群  
 をなして徘徊する。サムソ  
 ンはこの獸を一時にではな  
 く、漸次、異なる所で捕え、  
 また一群としてでなく、あ  
 ちらこちらで放したものでら  
 しい。一四) 襲撃を受けない  
 ためと、相手の損害を一層  
 大ならしめるため、多分夜  
 間に。

七 等は、上り行きてかの女とその父とを焼き殺せり。セされどサムソン彼等に云いけるは、「汝等かく爲したれども、我なお汝等に仇を報いん。かくてこそわが胸癒えぬ。」と。彼乃ち彼等を打ちて大いに害を與えければ、彼等驚きて腓を腿につけたり。それより彼下り行きて、エタムの岩の洞窟に住めり。折しもフィリスト人ユダの地に上り行き、後にレキ、即ち顎骨と稱ばれたる處に陣し、その軍そこに散兵せり。然るにユダ族の人々彼等に云いけるは、「汝等何の故にか我等に敵對い上り來りしや。」と。彼等答えけるは、「我等はサムソンを縛りて、之にその爲したる所を報いんとて來れるなり。」と。二茲においてユダの者三千人エタムの巖の洞窟に下り行きて、サムソンに云いけるは、「汝はフィリスト人が我等を治め居ることを知らざるか。何故に汝かく爲すを欲した

のこの不幸な女はかくの如くにして、夫の秘密を明かした場合に與えると威嚇されていた通りの責苦を受けたの日本語で、「足を空に」というように、大急ぎで逃げるのを形容した云い方。の自分ゆえに誰をも危険に逢わせたくないの



一三 彼等に爲したるなり。」と。彼等に云いけるは、「我等は汝を縛りて、ファイリスト人の手に付さん爲に來れり。」と。サムソンの之に云いけるは、「汝等誓いて、我を殺さじと我に約せよ。」と。一三 彼等云いけるは、「我等汝を殺さじ、ただ汝を縛りて付さんのみ。」と。乃ち新しき繩二條をもて彼を縛り、エタムの岩より之を曳き行けり。一四 かくて彼かの顎骨あぎとほねという處ところに至りしを、ファイリスト人等聲をあげて出で迎えし折しも、主の靈彼に臨み給いしかば、彼を縛めたる繩は、さながら亞麻の火に近づくと常に焼くるが如く、切れ解けたり。一五 彼在り合う一つの顎骨あぎとほね、即ち驢馬の顎骨を見出して拾い取り、之をもて千人を殺し、一六 しかして云いけるは、「驢馬の顎骨もて、驢馬の仔の顎骨もて、我彼等を滅ぼし、千人を打ち殺したり。」と。一七 この

8) レキ。

9) 本一四・一四の如く詩の形。原文は次の如し。

驢馬の顎骨一つもて、一山、二山を、驢馬の顎骨一つもて、千人を、我計ち取れり。千人は甚だ多きを示す概數。母上一八・七參照。

言を歌い終るや、彼その手より顎骨を投げ棄て、その處の名をラマト・レキと稱びぬ。之を譯せば「顎骨の丘」なり。一八時に彼甚だ渴きしかば、主に叫びて云いけるは、

「汝はその下僕の手<sup>て</sup>にこのいと大なる救拯と勝利とを與え給えり、然るに視給え、我渴の爲に死し、割禮を受けざる者の手に陥らんとす。」と。一九茲において主、驢馬の顎骨

にある臼齒を開き給いしに、<sup>10)</sup> 水之より流れ出でたれば、彼之を飲みて精神を爽かにし、力を回復せり。さればその處の名は、「祈りて顎骨より<sup>11)</sup> 得たる泉」と稱せられて今日に至れり。二〇かくて彼、フィリスト人の時代に二十年の間

イスラエルを裁きぬ。<sup>12)</sup>

10) 天主ならずべて可能なことである。そしてかく奇蹟としても奇蹟たる以上少しも變ではないしかし今日では他の譯を採るのがもつと普通である。それによると様子は違つて来るが、奇蹟たるに變りはない。曰く、「天主レキにある(岩の)凹める所を裂き給いしに、水そこより流れ出でたり。」(11) 欝木に。<sup>12)</sup> 本一六・三一。

# 第十六章

サムソン、ダリラに欺かれて、フィリスト人の手に陥る―その死。

一 或時サムソン、ガザに行き、彼處にて一人の娼婦を見  
 二 その許に入りしが、<sup>1)</sup>ニフィリスト人等之を聞くや、サム  
 ソンの邑に来れる由、彼等の間に知れ渡りしかば、彼等  
 之を取圍み、市の門に見張を置き、其處にて終夜密かに  
 窺わしめ、朝に至りて彼の立ち出る時之を殺さんとせ  
 三 り。<sup>2)</sup>然るにサムソンは眞夜中まで眠り、それより起き  
 出でて、門の二つの扉をその柱及び門もろとも拔取り  
 之を己が肩に載せて、ヘブロンに向かえる丘の頂まで擔  
 四 い行きぬ。<sup>3)</sup>その後彼はソレクの谷に住める女<sup>3)</sup>を愛し  
 けるが、その女名をダリラと云えり。<sup>4)</sup>時にフィリスト  
 五 人の長等、その女の許に來りて云いけるは、「彼を欺き、<sup>4)</sup>

第十六章 1)彼の行爲は道德上痛  
 歎に値する。幸い彼は悔悛し、そ  
 の後立派な行動をして、それを償  
 つた。―2)誰も彼に近づき襲うこ  
 とを敢てしなかつた。見張の者共  
 に上から石や飛道具で殺させよう  
 としたのである。―3)この女は  
 サムソンに嫁いだという人もあれ  
 ば、その妾であつたという人もあ  
 る。もし後説が本當なら、その淫  
 行の罰に主が彼女を用いて彼をそ  
 の敵の手に渡し給うたのも驚くに  
 足りない。―4)また彼らは女を用  
 いてサムソンを瞞せらうとする。

その大力が何に宿れるか、また如何にせば我等彼に打勝ちて之を縛り苦しむるを得るかを、彼より聞き出せ。汝もし斯く爲さんには、我等各自銀千百枚の、すつ汝に與えん。」と。六 茲においてダリラ、サムソンに云いけるは「乞う、汝の大力は何處に宿れるか、また汝、何を以て縛められなば、之を断ち切ることに能わざるか、それを我に告げよ。」と。七 サムソン之に答えけるは、「我、もし筋にて造れる繩の、未だ乾かずしてなお濕れるもの七條をもて縛められなば、他の人々の如く弱くならん。」と。八 ファイリスト人の長等、乃ち彼の云いし如き繩を七條、女の許に持ち來りしかば、女之を以て彼を縛めしが、九 人々その女の許に私かに待伏せして、室の内にて事の成行を窺いおりしに、女聲を揚げて彼に、「サムソンよ、ファイリスト人等汝を襲えり。」と云うや、彼忽ちその繩を断ち切りぬ、その様恰も燃りたる麻屑の糸を、火に觸れて断ち切るに似たり。かくの如くにして、彼の力の何處に宿れるかは、知られざりき。一〇 さればダリラ彼に云いけるは

5) 銀八十キロ  
 グラム以上。  
 6) サムソンが  
 なぜこんな見  
 えすいたお世  
 辭に乗せられ  
 たのか、イス  
 ラエルの士師  
 職に就いてい  
 た人としては  
 殆ど了解に苦  
 しむ。一) サ  
 ムソンは嘘を  
 ついて云い遁  
 れをする。

一五 頭髪及び紐もろとも釘を引抜きけり。<sup>9)</sup> 一五よりてダリラ彼に云いける  
 一四 くならん。」と。一四ダリラ乃ちかく爲して、彼に云いけるは、「サムソ  
 ンよ、ファイリスト人等汝を襲えり。」と。然るに彼睡眠より覺むるや、  
 一三 糸の如くに断ち切りぬ。一三ダリラまたもや彼に云いけるは、「汝何時  
 までか我を欺きて、虚言を告ぐるぞ。何を以て汝を縛ることを得んか  
 我に示せ。」と。サムソン之に答えけるは、「汝もしわが頭髪七本を紐  
 と編み合せて、釘の周圍に結びつけ、之を地に打ち込みおかば、我弱  
 くなり。」と。一三ダリラまたもや彼に云いけるは、「汝何時  
 までか我を欺きて、虚言を告ぐるぞ。何を以て汝を縛ることを得んか  
 我に示せ。」と。サムソン之に答えけるは、「汝もしわが頭髪七本を紐  
 と編み合せて、釘の周圍に結びつけ、之を地に打ち込みおかば、我弱  
 くなり。」と。一四ダリラ乃ちかく爲して、彼に云いけるは、「サムソ  
 ンよ、ファイリスト人等汝を襲えり。」と。然るに彼睡眠より覺むるや、  
 一五 頭髪及び紐もろとも釘を引抜きけり。<sup>9)</sup> 一五よりてダリラ彼に云いける

8) ダリラは本一五  
 ・一三にある出来  
 事を知らなかつた  
 のであるう。  
 9) 以上三つの答は  
 全然出鱈目といら  
 譯でもなくて、や  
 はり眞實を含んで  
 いる。サムソンの  
 大力は頭髪に關連  
 していた。その頭  
 髪は編んで繩の上  
 りにしてあつた。  
 第三の答で、彼は  
 力の祕密が頭髪に  
 關係あることを明  
 かす。

は、「汝の心我にあらざるに、汝如何にして我を愛すと云うや。汝我を欺くと既に三度、汝の大力の何處に宿れるかを、更に告げんとはせざるなり。」と。

かく女彼を太く惱まし、幾日も絶えず彼に附纏い、休憩う暇をも與えざりければ、彼の心魂衰え、死ぬるばかりに疲れ果てぬ。一七茲において彼、事の真相を明かして女に云いけるは、「わが頭には曾て剃刀を觸れしことなし、そは我

は母胎を出でし時よりナザレ人、即ち天主に獻げられたる者たればなり。もしわが頭を剃らば、わが力我を去り、我も弱くなりて、他の人々の如くならん。」

と。一八女ついに彼がその心を悉く己に打明けたるを見るや、フィリスト人の長等の許に人を遣りて云わしめけるは、「今こそ彼、我にその心を告げたれば、

なお一度上り來れよかし。」と。彼等乃ち、約したる金を携えて上り行きぬ。一八さて女は彼を己が膝の上に眠らしめ、その頭を己が懷に凭らしめて、剃手を

呼び、その頭髮七本<sup>10)</sup>を剃り落し、然る後彼より離れんとして之を己が身より

押し除け始めたるに、寔にその力早くも彼を去りてありき。二〇女乃ち「サ

10) 七は

完全數

である

から頭

髪全部

の意。

前天主

はイス

ラエ

をフィ

リスト

人の歴

迫から

救い出

すため

サムソ

は驚

なべき

二  
 ムソンよ、ファイリスト人等汝を襲えり。」と云うや、  
 彼、睡眠より覺めてその心の中に云いけるは<sup>12)</sup>「我、  
 前に爲したる如く、出でて身を振わん。」と。蓋し彼  
 二  
 は主がその身を離れ給いしを知らざりしなり。三茲に  
 おいてファイリスト人等彼を捕え、直にその眼を抉り出  
 し、之を鎖もて縛め、ガザに引き行き、獄に幽閉めて  
 三  
 磨を引かしめぬ。<sup>13)</sup> 三然るにその頭髮、既にして再伸  
 三  
 び始めけるが、<sup>三三</sup>折しもファイリスト人の長等相集まり  
 その神ダゴン<sup>14)</sup>に大なる犠牲を献げ、且祝宴を張らん  
 として云いけるは、「我等の神は我等の敵サムソンを  
 二  
 我等の手に付し給えり。」と。<sup>15)</sup> 二四 民もまた之を見るや  
 その神を讚めて、同じく云いけるは、「我等の神は我  
 等の仇、我等の國を滅ぼして數多の人を殺したる者を

力を賦與してお置きになつた。サム  
 ソンがこの賜物を保持していたのは  
 他人の益のためであつたので、彼自  
 身の成聖には關係がなかつた。けれ  
 ども天主はこれにナザレ人の生活を  
 するといふ條件をつけて置かれた。  
 (本一三・七)。サムソンが女に對す  
 る邪戀に目がくらんで、己が献身の  
 最も重要な印を捨てた時、天主はそ  
 の力をお取り上げになつた。―<sup>12)</sup>考  
 えるには。―<sup>13)</sup>これは女や奴隸の仕  
 事であつた(出一一・五参照)。  
<sup>14)</sup>ダゴンはダグ(魚)から出た語で  
 魚の神。ファイリスト人の主要な國神  
 であつた(母上五・一以下、代上一  
 ○・一〇参照)。彼らはこれを下半  
 身魚の形をした人の姿に描いて、祀  
 つた。―<sup>15)</sup>これが特に祝賀の理由。

二五 我等の手に付し給えり。」と。 二五 かくて祝宴に歡を盡し、既にして食を  
 撮り終るや、彼等サムソンを呼びて、己等の前に演技を爲さしむべしと  
 命じければ、<sup>16)</sup> 彼、獄より引き出されて、彼等の前に演技を爲ししが、  
 二六 彼等之を二本の柱の間に立たしめたり。 二六 時に彼、己が歩む手引をな  
 したる少年に云いけるは、「我をして、この全家屋を支うる柱に觸れし  
 二七 め、<sup>17)</sup> 之に凭りて少時憩わしめよ。」と。 二七 さてその家には、男女充満  
 ち、フィリスト人の長等も其處に居りしのみならず、更に男女約三千人  
 二八 屋根及び家の高處より、サムソンの演技を見成りてありき。 二八 然るに彼  
 主を呼び願いて云いけるは、「主なる天主よ、我を憶え給え、わが天主  
 よ、わが舊の力を、今また我に返し授け、我をしてわが敵に仇を復さし  
 二九 め給え、わが兩眼を失えるに對して、一度復讐を遂げしめ給え。」と。  
 三〇 彼乃ちその家を支うる兩の柱に手をかけ、その一つを右手もて、今一  
 つを左手もて掴み、三〇「フィリスト人等と共に我死なん。」と云いて、そ

16) 彼を嘲弄する  
 ために。 — 17) フ  
 イリスト人の文  
 化はクレタ及び  
 ミケネ文化から  
 出ているので、  
 この家もそれに  
 應じてミケネ式  
 寺院風に建てら  
 れていたらしい  
 それは二本の柱  
 で支えられた玄  
 關付きの一つの  
 廣間から成つて  
 いた。柱は木製  
 で、低い臺石の  
 上に立つていた



三  
 の柱を強く揺るや、家は長等一同、及び其處に在りし殘餘の群衆の上に崩れ落ちたり。15) かくて彼は死する時に、その生前に殺したりしよりも多くの者を殺せり。三二 茲に  
 おいてその兄弟、及び親戚一同、下り行きてその遺骸を  
 取り、19) サラーとエスタオルとの間なる、その父マヌエ  
 の墓所に葬りぬ。因に彼は二十年の間、イスラエルを裁  
 きたりき。

## 第十七章

ミカの偶像の由來、及び若きレヴィ人。

一 その頃エフライムの山地に、名をミカと云える人あり  
 二 その母に云いけるは、「汝曾て己が爲に銀千百杖を取除  
 け置き、それに就きわが聞ける所にて誓いしことありし  
 が、1) 視よ、我之を獲て、そはわが許にあり。」と。然る

18) 彼は心から痛悔して祈つたおかげで、その頭髮がまた伸びたのに  
 つれて、或る程度天主への献身者  
 たる身分を回復した。従つて慈悲  
 深い天主は御民の救いのため超自  
 然的恵の賜物をも再び授け給うた  
 のである。19) フィリスト人が引  
 渡してくれたので。

第十七章 1) それがなくつたの  
 で、汝は私を盗人として呪つてい  
 る。

三

に母は云いぬ、「わが子主によりて祝せられよかし。」と。<sup>2)</sup> 茲において彼その母に之を返したるに、母彼に云いけるは、「我はこの銀を主に献げ奉り、誓いけらく、わが子之をわが手より受けて、彫物と鑄物との神像<sup>3)</sup>を造るべし。」と。されば我今之を汝に付す。」と。<sup>4)</sup> 彼

五

またそれをその母に返しけるに、母、銀二百枚を取りて、之を銀細工師に與え、それを以て、彫物と鑄物との神像を造らしめ、ミカの家に置けり。<sup>5)</sup> 彼また其處にその神の小さき祠を別に築き、なお肩衣と、テラフイムと、<sup>6)</sup> 即ち司祭の衣服と、偶像とを造り、己が子等の一人の手に充満して<sup>7)</sup> 之を司祭と爲しぬ。<sup>8)</sup> その頃

<sup>2)</sup> 彼が正直に白状したので、母はこれを赦し呪咀を撤回した。—<sup>3)</sup> 十誡に嚴禁してある。イスラエル人の用いた偶像は、通常木彫でそれに金か銀が被せてあつた。モイセに焼かれた金の犢の條(出三二・七以下)参照。ミカが神像を、彫つた物一つと鑄た物一つと、合せて二つ造らせたと解する人もある。それは接續詞 *atque* が複數を暗示しているからである。しかしこの語は形容詞「彫りたる」と「鑄たる」とを結合するものとも取ることができる。また例えば三節末の「*trado tibi* 我之(單數)を汝に渡す」或は一八・二〇、三〇の暗示するよりに、テラフイム及び偶像のほかに本當の神像はただ一つしかなくかつたと考える人もある。—<sup>4)</sup> 家庭に安置して祝福や幸福を祈り求める用に供した小偶像。—<sup>5)</sup> 所定の司祭聖別典禮に倣つて供物を。利八・二七参照

七 はイスラエルに王あらざりき。しかして人各自、己に  
 正しと見ゆる所を行えり。茲にまた別にユダ領ベ  
 トレヘムより出でてその族なる青年ありしが、彼はレ  
 ヴイ人にして其處に住めり。彼ベトレヘムの市を出  
 でて、何處にもあれ己に便宜と思ふ所に滞留らんと欲  
 し、<sup>8)</sup> 旅してエフライムの山に至り、稍途を枉げてミ  
 カの家に入りしに、<sup>9)</sup> その何處より來れるかを、彼に  
 問われしかば、答えて曰く、「我はユダ領ベトレヘム  
 のレヴィ人にして、能うべくんば、わが爲によき處を  
 見出して其處に住わんとて行くなり。」と。<sup>10)</sup> ミカ乃  
 ち云いけるは、「わが許に留まりてわが爲に父たり司  
 祭たれ。さらば我年毎に銀十枚と、衣服二襲と、生  
 くるに必要なる物とを汝に與えん。」と。<sup>11)</sup> 彼承引き

<sup>6)</sup> 筆者は當時イスラエルにまだ王と  
 いうものがなかつた事實を擧げて、  
 この律法に反する状態を説明する。  
<sup>7)</sup> ベトレヘムはレヴィ人の町ではな  
 いから、彼はただ寄留者としてそこ  
 に住んでいたのである。<sup>8)</sup> 不景氣  
 で、レヴィ人の十分の一税も納入不  
 規則であつた。尼一三・二〇―一  
 参照。その上この青年は輕卒で、移  
 り氣で、信心も淺かつた。<sup>9)</sup> この  
 二名詞はいつの時代でも、またいず  
 れの宗教でも、一緒にして用いられ  
 た。司祭が父とよばれるのは、尊敬  
 のためである。ミカは自分の立てた  
 司祭が(五節)、何の権も有してい  
 ないことを遺憾に思い、それをレヴ  
 イの子孫で補おろとしきりに熱望し  
 たのである。

て、その人の許に滞留り、之が爲にその子の一人の如くになりぬ。二三 さればミカはその手に充満し、<sup>10)</sup> その青年を司祭として己が許に居らしめ、<sup>11)</sup> 三 さて云いけるは、「今ぞ我は知る、天主我に恩恵を下し給わん、そは我にレヴィ族の司祭あればなり。」と。

10) 本章註五参照。  
11) このレヴィ人は、司祭になり、しかも禁じられていた偶像に仕えたから天主の掟を破つた。

### 第十八章

ダンの人々出でてライスを攻め、途中ミカよりその司祭と神々とを奪う。

一 その頃イスラエルには王なかりしが、ダンの族は己が住むべき相傳の地を求めたり。蓋し彼等は、他の諸族の中に伍しながら、その日に至るまで、領分を受けざりしなり。<sup>1)</sup> ニ ダンの裔等乃ちサラ一及びエスタオルより、己が一門一族の中なる剛毅の士五人を遣し、地を窺いて以て詳密に探らしめんとし、彼等に云いけるは「行きて地を探れ。」と。彼等行く行くエフライム

第十八章 1) ダン族も領地を興えられたが(書一 九・四〇以下)、アモル人に一部そこから逐い出されていた本一・三四。

三 三 三  
の山に至り、ミカの家に入りて其處に憩えり。三時に彼等レヴィ人なるかの青年の聲を聞き知りてその許に宿り、之に云いけるは、「誰が汝を此處に連れ來りしか。汝此處にて何をか爲す。何が故に汝此處に來らんと思ひ立ちしぞ。」と。四 彼之に答えけるは、「ミカわが爲に云々の事をなし、その司祭たらしめんとて、報酬を出して我を抱えしなり。」と。五 茲において彼等、主に伺いを立てて、その行く旅路に幸ありや、事果して成るやを知らしめよと、彼に願ひぬ。六 彼之に答えけるは、「安んじて行け。主は汝等の途と、その行く旅とを憐し給う。」と。七 よりてかの五人は、行きてライス<sup>2)</sup>に至り、其處に住める民を見しに、何の危懼もなく、シドン人の氣風の如く安んじて穩かに、彼等に敵對う者全くなく、大いに富み、シドン及び他のすべての人より遠く隔れり。八 さて彼等、サラ一とエスタオルとに在るその兄弟等の許に歸りしに、兄弟等、之にその爲しし所を訊ねたれば、彼等答えけるは、九 起て、いざ、彼等の所に上り行かん、我等、寔に

2) ライスは後のダン、今日のテル・エルカデイで、ヘルモン山麓、ヨルダン河の發するあたりにある。  
3) ライスはシドンの植民地であつたらしく、その住民は當時平和を愛すること、戦争よりも商業を好む首都の人々と同様であつた。

一〇 その地の甚だ豊沃にして穰り多きを見たり。安閑として機を逸するなかれ。いざ、我等行きて取らん。難き事つゆばかりも非ざるべし。一〇我等はいと廣き地に安んぜる民の許に至らん。主その所を我等に付し給うべし、其處には地に生ずる物一として缺くることなし。」と。二茲において、ダンの族より、即ちサライとエスタオルとより六百人、武器に身を固め、戦わんとて出征き、三上りてユダのカリアテイアリムに陣せり。故にこの處は、その時より、ダンの陣營と名づけられ、カリアテイアリムの背後<sup>4)</sup>にあり。二三 彼等は其處よりエフライムの山地に進みしが、ミカの家に至るや、一四 曩に遣されてライスの地を窺いし五人の者、残余の彼等の兄弟等に云いけるは、「汝等は知るや、これらの家には、肩衣、テラフイム、及び彫物と鑄物との神像あるなり。汝等の好しと思ふままに計らえ。」と。一五 彼等乃ち稍途をまげて、ミカの家に居るかのレヴィ人なる青年の家に入り、之に言やさしく挨拶しけるが、一六 武装せる六百人は門前に立てり。一七 さて青年の家に入りたる人々は、彫物と鑄物との神像、肩衣、

4) カリアテイアリムの西に本一七・四。

一八 及びテラフイムを取らんとしたるに、その間司祭は門前に佇みおり、  
 一八 またかの六百人の勇士も、程遠からぬ邊に控えいたり。一八 かくの如く  
 入りたる人々、彫物と鑄物との神像、肩衣、及び偶像を取りしかば、  
 一九 司祭彼等に、「汝等何をか爲せる。」と云いしに、  
 一九 彼等答えけるは、「黙して汝の口に指を當て、我等と共に來れ、さらば我等汝を父と  
 一〇 も司祭ともせん。一人の家に司祭たると、イスラエルの一族一門に然  
 一〇 ると、汝にとりて孰れかよき。」と。二〇 彼之を聞くや、彼等の言を容  
 二一 れ、肩衣と、偶像と、彫像とを取りて、彼等と共に去りぬ。二二 かく  
 二三 て彼等、子等と家畜と貴重なる物とを己が前に立てて進みけるが、  
 二三 既にしてミカの家より遠く隔りたる時、ミカの家に住める人々、聲  
 二四 を擧げて彼等を追い來り、二三 その後より呼わり出でければ、彼等振返  
 二四 りて、ミカに向かい、「汝に何事ありや。汝何が故に叫ぶ」と云いし  
 二四 に、二四 彼答えけるは、「汝等、我が己の爲造りし神々と、司祭と、わ

の沈黙をあらわすのにとこでもする自然な動作。百二一・五。一九・九。箴三〇・三二参照。の彼は偶像で安全に生活を維持し得たのであるから、彼らがそれを持ち去ろうとした時には愕然としたが、今はミカに告別の辭を云うのさえ忘れる位に喜んで。即ち司祭職の理想など全く失せていた。

が有てるすべての物とを奪いながら、「汝に何事ありや。」と云うや。」

二五 時にダンの裔等彼に云いけるは、「汝慎しめよかし、重ねて我等に云うな

かれ、然らずば、人々怒りて汝を襲い、汝も汝の家のすべての者も滅ぶること

二六 とあらん。」と。かくて彼等、始めし旅を續けたり。されどミカは、彼等

二七 が己よりも強きを見て、その家に歸りぬ。さてかの六百人は、司祭及び前

に述べたる物を携え、ライスに來りて安穩にして油斷せる民の許に至り、劍

二八 の刃にかけて之を撃滅ほし、またその邑には火を放ちしが、救援する者絶

えて無かりき。是、彼等の住めるがシドンを去ること遠く、且、何人とも交

際、通商あらざりしによりてなり。さてその市はロホブの地にありしが、彼

二九 等之を建て直して其處に住み、イスラエルの生みしその父祖の名に因みて

三〇 市の名をダンと稱びたり。之は舊ライスと云えり。彼等乃ち己が爲にその

彫像を安置し、モイゼの子なるゲルサムの子ヨナタンとその裔等とを立てて

三二 ダンの族の司祭となし、彼等が捕虜となる日にまで及びぬ。三しかして天

8) 捕囚は

彼らが偶

像禮拜を

した罰。

この捕囚

は二百年

後サルマ

ナツサル

に敗れた

あとのそ

れではな

くて、そ

れ以前の  
フイリス  
ト人によ  
るもの。  
母上四。  
一一、二



主の家がシロに在りし間常に、<sup>9)</sup>ミカの偶像は依然として彼等の許にありたり。その頃イスラエルには王あらざりき。

## 第十九章

ガバリー人、レヴィ人の妻を犯し、全イスラエルの義憤を招く。

一 茲に或レヴィ人ありて、エフライム山の邊に住み  
おりしが、ユダ領ベトレヘムより妻<sup>1)</sup>を納れけるに  
ニ その女彼を棄てて、ベトレヘムなる己が父の家に  
歸り、その膝下に留まること四箇月に及べり。<sup>三</sup>茲  
三 において、その夫、女と和睦し、之を宥め、己と共に  
に連れ歸らんと欲し、下僕一人と驢馬二頭<sup>2)</sup>とを伴  
いて、女を追い行きしに、女、彼を迎えてその父の  
家に導き入れたたり。岳父之を聞きて彼を見るや、喜

二参照。天主は氣長く待ち給う。  
<sup>9)</sup>幕屋は、フィリスト人がシロを荒らし、櫃を持ち去るまで、同市にあつた。母上三・三一。四・三等参照。

第十九章 1) 原本によれば、「妾」。本章一一、二四兩節参照。2) 一頭はレヴィ人の乗用に、他の一頭は歸途女を乗せてくるため。

四 びて來り遇い、<sup>3)</sup> 四 その人を抱擁えぬ。かくて婿はその岳父の家に、三日の間滞留まり、之と共に食し、打解けて飲みけるが、<sup>5)</sup> 四日目に至り、朝未明に起きて、<sup>4)</sup> 出發たんとせり。されど岳父、彼を引留めて之に云いけるは、「汝、先ず些かパンを味わいて、胃を強め、然る後出發つべし」と。<sup>6)</sup> 彼等乃ち共に坐して、且食い、且飲みしが、<sup>5)</sup> 若き女の父、その婿に云いけるは、「請う、今日は此處に留まれ、我等共に樂しまん」と。<sup>7)</sup> 然るに彼は起き上りて、出發つ準備に取りかかりぬ。さりながら岳父はなおも切に彼を引留めて、己が許に滞留まらしめたり。<sup>8)</sup> 八さて翌朝となるや、レヴィ人旅の仕度を整えしに、岳父またもや之に云いけるは、「請う、些か食物を攝りて力をつけ、日の戻るを待て、然る後汝出發つべし」と。かくて彼等共に食しぬ。<sup>9)</sup> 青年いよいよ己が妻及び下僕と共に去らんと立上りしに、岳父またまた之に云いけるは、「視よ、日傾き沈まんとしての暮近し。今日もまたわが許に留まりて、樂しく日を過せ、しかして明日出

3) そうでない  
と父は結納を返さなければならなかつた  
4) 東方諸國では通常旅人は朝まだきに出立する。  
5) 岳父はまたも全く彼を娘のものにしようとする。  
6) 夕方。父は引留めようとしきりに説く

一〇 發ちて汝の家に行くべし。」と。一〇 婚はその言を容れんとせずして、直に出  
 發ち、荷を負える二頭の驢馬と、妾とを伴いてイエブスを正面に望む所まで  
 來りしが、之はまたの名をイエルサレムとも稱ぶなり。二 既にして彼等イエ  
 ブスの邊に至りしに、日暮れて夜となりしかば、下僕その主人に云いけるは  
 「いざ來れ、請う、我等イエブス人の邑に立寄りて、彼處に宿らん。」と。  
 二三 主人之に答えけるは、「我は、イスラエルの子孫ならざる他國の民の邑に  
 入らじ、ガバ―まで進み行き、  
 一三 彼處に至りし時、我等其處に宿らん。然  
 一四 ちすば、せめてはラマの邑に宿らん。」と。一四 かくて彼等イエブスを通り過  
 ぎ、始めし旅を續けけるが、ベンヤミン族の領なるカバ―の邊に至りし時、  
 一五 日沈みたり。一五 よりて彼等、其處に宿ちんとて之に赴きしが、入りて市の街  
 路に坐しぬ、そは誰も彼等を迎えて宿らしむる者なかりしによりてなり。8)  
 一六 拆しも視よ、日暮に畑仕事より歸り來れる一人の老人現れたり、之もまた  
 エフライム山の者なるが、寄留人としてガバ―に住みおれり。但しその地

7) されば  
 この町は  
 まだユダ  
 かベンヤ  
 ミンのも  
 のではな  
 かつた。  
 8) 天主の  
 命を給ら  
 た如く。  
 申一〇・  
 一九參照  
 9) 故にそ  
 のレヴィ  
 人の同族

一七 方リの人ひと々はイエミニ<sup>10)</sup>の子孫こくらなりき。一七さてかの老人ろうじん、目を翹あげて、包つみをも

てる人ひとが市まの街路ちまたに坐させるを見み、之これに云いいけるは、「汝なんじ、何處いふこより來きたれるぞ、

一八 また何處いふこに行くゆや。」と。一八彼かれ、之これに答こたえけるは、「我等われらはユダ領りやうベトレヘム

より來きたりて、エフライム山さんの邊ほとりなる我等われらの處ところに行ゆかんとす、我等われらは即すなち其所そこ

よりベトレヘムに行ゆきしなり。我等われら今天いま主しゆの家いえに行ゆくなるに、<sup>11)</sup> 我等われらを迎むかえ

一九 てその屋根やねの下したに入いれんとする者ものなし。一九我等われらには驢馬ろばの飼料かいはに宛あつべき藁わら

も乾草ほしぐさもあり、また我われと汝なんじの下女しもめ、及び我われと共ともなる下僕しもべの用ように供きすべきパン

二〇 も葡萄酒ぶどうしゆもあり、宿やどる處ところの外ほかには缺かくる物ものなし。」と。二〇老人ろうじん之これに答こたえける

は、「汝なんじ安やすかれ。必要ひつようなる物ものは我われ悉ことごとく之これを備そなえん。ただ願ねがわくは、街路ちまたに

二二 留とどまるなかれ。」と。二二乃すなち彼かれをその家いえに導みちびき入れ、驢馬ろばに飼料かいはを與あたえ、彼かれ

二三 等らがその足あしを洗あらいし後のち、<sup>12)</sup> 饗應ふるまいして之これを接もて待たしぬ。二三彼等かれら樂たのしみて、旅たびの艱かん

難なんの後のち、食物飲物たぐもののみものに體力からだを回復かいかくしたる折おりしも、ペリアルの子こなる(即すなち放縱ほうじよう

なる)その市まちの人ひと々々來きたりて、老人ろうじんの家いえを圍かこみ、戸とを叩たたき始はめ、家いえの主人あるじに呼よば

10) ベンヤ  
ミン。

11) かの女

の住居は

契約の櫃

のあつた

シロの附

近にあつ

た。

12) その地

方で客を

もてなす

のに、ま

ずなすべ

き義務。

二八 て手を闕しきいの上に擴ひろげたり。二八 彼かれ、女おんなが熟睡うまいせりと思おもいて、之これに「起おき  
 二七 し旅たびを終おえんものと、戸とを開ひらきけるに、視みよ、その妾かくしつ、門前かどまきに仆たおれ  
 二六 來きたりて、其處そこに打倒うちたおれぬ。二七 朝あしたに及および、かの人ひと起おき出いでて、その始はじめ  
 二五 然ぜんに悖もとるかかゝる罪惡ざいあくを行おこななかれ。」と。15) 二五 彼等かれら、その言ことばを容いれんと  
 二四 ればなり。さればかかゝる愚おろかなる事ことは思おもい止とどまれかし。14) 二四 我われに處おとめ女  
 二四 なる娘むすめあり、かの人ひとに妾かくしつあり。我われ、彼等かれらを汝等なんじらの許もとに連つれ出いさん、故ゆえ  
 二四 に汝等なんじら之これを辱はづかして汝等なんじらの慾よくを滿みすべし。ただ願ねがわくはかの人ひとに、自し  
 二四 然ぜんに悖もとるかかゝる罪惡ざいあくを行おこななかれ。」と。15) 二五 彼等かれら、その言ことばを容いれんと  
 二四 せざりしかば、かの人ひと之これを見て、己おのが妾かくしつを彼等かれらの許もとに連つれ出いし、之これ  
 二四 を彼等かれらの惡行あくぎやうに委ゆねしに、彼等かれら終夜よもち之これを犯おか、朝あさに至いたりて之これを放はなちや  
 二四 りぬ。二六 然しかるにその女おんなは、夜よの明方あけがたにその主人あるじの宿やどれる家いえの門口かどぐちまで  
 二四 來きたりて、其處そこに打倒うちたおれぬ。二七 朝あしたに及および、かの人ひと起おき出いでて、その始はじめ  
 二四 し旅たびを終おえんものと、戸とを開ひらきけるに、視みよ、その妾かくしつ、門前かどまきに仆たおれ  
 二四 て手を闕しきいの上に擴ひろげたり。二八 彼かれ、女おんなが熟睡うまいせりと思おもいて、之これに「起おき

13) 曾てロトの家に  
 入る時(創一九・  
 一一一三)に起つ  
 た情景を思わせる  
 事件の始まり。  
 14) 創一九・五。  
 15) 兩者共に、不當  
 な許されぬ手段を  
 選ぶが、客人を戒  
 めて惡をさせまい  
 とする心がけは賞  
 すべきである。こ  
 の兩人が困つてし  
 たのか、恐れてし  
 たのか、または知  
 らずにしたのか、  
 それは聖書に記し  
 てない。

二九 よ、いざ我等往かん。」と云いしかど、何の答もなかりしかば、その死せる事を知りて之を取り、己が驢馬に載せてその家に歸れり。かくて其處に至るや、劍を取りて、妻の屍をその骨諸共、十二の部分に切り分ち、之をイスラエルのすべての地方に送りぬ。16) さて各人を見らるや、皆聲を合せて叫びけるは、「我等の父祖がエジプトより上り來りし日より、今日に至るまで、イスラエルにかゝる事を行われし例は曾てあらざりけり。17) 論を爲して、相共に爲すべき事を定めよ。」と。

### 第二十章

イスラエル人、ベンヤミン人を罰せんとして戦う。

一 茲においてイスラエルの裔等皆、ダン<sup>1)</sup> よりベルサベト<sup>2)</sup> に至るまで、またガラードの地<sup>3)</sup> よりも、恰も一人

16) 各族に知らせを齎した使者たちは、死骸の一部を見せたので民一同は奮い立つて罪惡を罰しようとするに至つた。17) 屍には何人も觸れてはならなかつたが、今屍の一部を持參したので誰も皆どういふ譯かと問ひ、罪人に對して烈火の如く怒らざるを得なかつた。

### 第二十章

1) ライス・ダンはパレスチナの北端にあつた(本一

二 如く、出で來り、マスファにおいて主の御許に集いぬ。<sup>4)</sup> 即ち民の長等<sup>5)</sup>、一同及びイスラエルの諸族、天主の民の集いに來り會しけるが、戦争に堪うる歩兵四十萬ありき。<sup>3)</sup> イスラエルの裔等がマスファに上れることは、ベンヤミンの裔等にも亦隠れなかりき。<sup>6)</sup> さて、殺されしかの女の夫なるレヴィ人は、如何にしてかくも大なる罪惡の犯されしかを問わるるに及んで、<sup>4)</sup> 答へけるは、「我わが妻と共にベンヤミンのガバーに至り、其所に宿りしに、<sup>5)</sup> 視よ、その市の人々夜にわが滞在まれる家を圍みて我を殺さんとし、信じ難きまで情慾の激するままに、わが妻を犯して終に死に至らしめたり。<sup>6)</sup> よりて我、女を取りて幾片にも切り分け、その分けしものを汝等の領地の諸方の境界に送りぬ、そは、イスラエルに、かかる罪惡、かくも大なる惡事の行はれしこと、未だ曾て有らざればなり。<sup>7)</sup> イスラエル

八・六)。1) パレスチナの南端にあつた(創二二・二八)。2) ヨルダンの此方にいるイスラエル人全部。3) ヨルダンの彼方の地。4) マスファはイエルサレムから北西へ二時間の所ガバーから西へ一時間半ばかりの所にあつた。5) 何九・九。1) の原語 *Beniamin* 「隅石」の義。1) のベンヤミン族の人々もまた他族同様會議に招かれたに違いないが、前後の關係を見ると、ガバーの同族の肩を持つて、傲然そこに赴くのを拒否したことがわかる。

の子孫よ、汝等は皆此處に在り、汝等の爲すべき事を定めよかし。」  
 八 時ときに民たみみな起たちて、一人ひとりの聲こゑの如ごとくに答こたえけるは、「我等われらは己おのが  
 九 天幕てんまくに歸かえらじ、また誰たれも己おのが家いえに入いらざるべし、<sup>九</sup>且かつ、我等われら相共あひともにガ  
 一〇 パーパーに對たいして是かくなさん。一〇 即すなわち我等われら、イスラエルの諸族しよぞくの中うちより、百  
 一人にんに就つき十人にん、千人にんに就つき百人にん、萬人まんにんに就つき千人にんを取りて、軍ぐんの糧りょう  
 食しょくを持ち來きたらしめ、以もつてベンヤミンのガパーと戰たたかひ、その己おのが罪惡ざいあくに  
 二 對たいして受うくべき報むくいを之これに加くわえん。」と。二 茲こゝにおいてイスラエルは、  
 三 皆みなさながら一人ひとりの如ごとく、同心一意どうしんい、かの市まちの邊ほとりに相集あひあつまりぬ。二三 彼等かれら  
 乃すなわちベンヤミンの全族ぜんぞくに、使者ししやを遣つかはして之これに云いわしめけるは、「汝等なんじら  
 三 の中うちに、かかる罪惡ざいあくの見出みいだされたるは何ぞや。」<sup>8)</sup> 二三 この恥はずべき罪つみを  
 犯おかしたる、ガパーの人々ひとぐを付わたせ、これ彼等かれらが死しして、イスラエルより  
 惡あくの除のぞかれんためなり。」と。されど彼等かれらは、その兄弟はらからなるイスラエ  
 一四 ルの裔等こゝらの命令いみづつを、聽容きよるるを欲ほつせざりき。<sup>一四</sup> 剩あまり、その領内りょうないなるす

の我らがこの惡事に報復せぬ内は。姦淫は死刑を以て罰せらるべきものであつた、強姦はなおさらそうであつた。兩關係者及びその刑罰からこれを庇おうとした者も、同じ罰に處せられた。  
 8) 汝らの中に起つた、かかる惡事をいつまでも罰せずにおくのは、どう  
 いう譯か？



一五 べての邑々まろくより、<sup>9)</sup> ガバーに集まり、之を援けて全イスラエルの民と戦わんとせり。一五さてベンヤミンは、劍を抜く者二萬五千あり、外ほかにガバーの住民の、<sup>一六</sup> 武勇優れし者七百人ありしが、之は右手と等しく左手にても戦い、投石器を以て石を投げては、髮一筋にも當て得るほど正確にして、その投げし石は決して他側に逸ることなかりき。<sup>一七</sup> またベンヤミンを除きしイスラエルの人々は、劍を抜く者四萬ありて、戦争に備えたり。<sup>一八</sup> 彼等起ちて、天主の家、即ちシロに至り、天主に伺いを立てて、<sup>一九</sup> 「我等が軍勢に將として、ベンヤミンの裔等と戦うべきは誰ぞや。」と云いしに、主之に答え給いけるは、「ユダ、汝等に將たれ。」と。<sup>一九</sup> よりてイスラエルの裔等、直に翌朝起き出ずるや、ガバーの邊に陣し、<sup>二〇</sup> 其處より、ベンヤミンと戦わんとて出で行き、その邑を攻め始めたり。<sup>二一</sup> 然るにベンヤミンの裔等は、ガバーより出で來りて、その日イスラエルの裔等の中、二萬二千人を殺せり。<sup>二二</sup> イスラエルの裔等は、己が力と數とを恃みて、嚮に戦いしと同じ處に、再び戦列を布きけるが、<sup>二三</sup> ただ之に先立ち

<sup>9)</sup> 書一  
八・二  
○参照

<sup>10)</sup> 昔の  
軍隊に  
はみな  
それぞ  
れ投石  
手の隊  
があつ  
た。

<sup>11)</sup> 大司  
祭によ  
り。

二八 主の御前に坐して泣き、その日の夕まで断食し、主に燔祭と和  
 二七 祭の犠牲とを献げ、<sup>二七</sup>己が形勢に就きて之に伺いを立てたり。  
 二六 屠りぬ<sup>12)</sup> <sup>二六</sup>さればイスラエルの裔等、皆天主の家<sup>13)</sup>に至り、  
 二五 戦いに、<sup>二五</sup>ベンヤミンの裔等ガバの門より打つて出で、彼  
 二四 等の所に攻め上り、戦闘を交えよ。」と答え給いぬ。<sup>二四</sup>茲にお  
 いてイスラエルの裔等、次の日出で行きてベンヤミンの裔等と  
 戦いに、<sup>二五</sup>ベンヤミンの裔等ガバの門より打つて出で、彼  
 等の所に攻め上り、戦闘を交えよ。」と答え給いぬ。<sup>二四</sup>茲にお  
 いてイスラエルの裔等、次の日出で行きてベンヤミンの裔等と  
 戦いに、<sup>二五</sup>ベンヤミンの裔等ガバの門より打つて出で、彼  
 等に出で會い、<sup>二五</sup>之が大殺戮を行いて、劍を抜く者一萬八千人を  
 屠りぬ<sup>12)</sup> <sup>二六</sup>さればイスラエルの裔等、皆天主の家<sup>13)</sup>に至り、  
 主の御前に坐して泣き、その日の夕まで断食し、主に燔祭と和  
 祭の犠牲とを献げ、<sup>二七</sup>己が形勢に就きて之に伺いを立てたり。  
 當時主の契約の櫃は其處に在りて、<sup>二八</sup>アローンの子なるエレア  
 ザルの子FINEES、その家を掌れるなり。かくて彼等主に伺  
 いを立てて、「我等なおも出で行きて、我等の兄弟なるベンヤ

12) 天主はイスラエル人に何故敗北をお容しになつたか。天主は二三節で勝利を約束しておいでになるが、最初の會戦の時にはその通りになさらなかった。母上三・二二—四。一参照。イスラエル人はミカの偶像禮拜を見のがしておいたその無關心ゆえに罰を蒙つたのである。一七章には罪が、一九章には罰が、記してある。一七章には悪事のことだけ述べて、罰が書いてないので、一九章にはその罰が記してあるのである。13) ペテルに。

二九	三〇	三一	三二	三三	三四
<p>ミンの裔等と戦うべきや、或は之を止むべきや。」と云いしに、主之に曰いけるは、「上り行け、我、明日は彼等を汝の手に付さん。」<sup>14)</sup>と。二九よりてイスラエルの裔等、ガバ―市の周圍に伏兵を置き、三〇一度目及び二度目の如く、三度目にまたベンヤミンに對して軍を進めたり。三一時にベンヤミンの裔等は、敢然市より打つて出で、敵の逃ぐるを遠方まで追ひ行きて、一日目及び二日目の如く、之に損傷を與え、一つはベテルに、一つはガバ―に至る兩の道より、その逃げ走るを散々に打破りて、三十人ばかりを殲せり。三三蓋し彼等はその者共が例の如く敗走したりと思ひしなり。されど彼等は、相手を市より誘き出し、逃ぐと見せて之を前述の道に引き寄せんと圖り、巧みに敗走を装えるなりき。</p> <p>三三茲においてイスラエルの裔等、皆その居りし處より起ち上りて、バールタマールと云える處に戦列を布きぬ。邑の周圍に在りし伏兵もまた、次第に姿を現し</p> <p>三四邑の西方より攻め寄せ始めたり。また他に、全イスラエルより精選りし一萬人も、邑の住民に戦鬪を挑みけるが、ベンヤミンの裔等との戦鬪正に闌となり</p>					

14) 今、勝利を明らかに約束し給う

三五

しかども、彼等は諸方より己が身に、滅亡の迫り来るを知らざりき。三五 主、乃

三六

ちイスラエルの裔等の眼前にて、彼等を撃破り給いしかば、彼等はその日相手

三七

方に二萬五千一百人を殺せり、之は皆軍人にして劍を抜く者共なりき。15) 三六 づ

三八

いにベンヤミンの裔等は、己が敗色を見るに及んで、逃げ始めたり。イスラエ

三九

ルの裔等は之を見て、彼等に遁るる隙を與え、邑の邊に伏せ置きし用意の兵の

四〇

所に至らしめるに、伏兵俄かにその隱場より起りて、ベンヤミンが勝誇れ

四〇

る者に背を向くる間に、市に押し入り、劍の刃にかけて之を打滅ぼせり。三八 さ

四〇

てイスラエルの裔等は、伏せ置きたる人々に、邑を取りし後は、火を放ちて煙

四〇

を空高く上らしめ、以て邑を占領せることを示すべしとの合圖を、豫じめ與え

四〇

置きたり。三九 さればイスラエルの裔等は戦争を交えながらも、望み見しが、

四〇

(蓋はベンヤミンの裔等、彼等が遁走ると思ひて、激しく之を追い、その軍兵

四〇

三十人ばかりを屠りたればなり。四〇 煙が柱の如く市より立上るを認め、また

四〇

ベンヤミンも後を振向きて、市が占領せられ、焰の空高く上れるに氣づきし時

15) ヨズ

エのハ

イ市攻

撃の條

参照、

書八章

四一 最初逃ぐるが如く見せかけたりし人々、その面を轉らして頑強に抵抗いしか  
 四二 ば、ベンヤミンの裔等之を見るや、逃走に轉じ、<sup>四二</sup>荒野の道に向かい始めたる  
 四三 に、敵は其處までも之を追い駆け、剩え、邑を焚きし者共も之に向かい來り、  
 四三 かくて彼等、敵に双方より挟み討たれて、その殺戮は息むことなかりき。彼  
 四四 等はガバー市の東方において殫れ、日滅ぼされしなり。<sup>四四</sup>因にその處において  
 四五 殺されし者は一萬八千人にして、いずれも皆武勇勝れし戰士なりき。<sup>四五</sup>ベンヤ  
 ミンの生殘れる人々、之を見るや荒野に遁れ、<sup>16)</sup>レンモンと稱ばるる岩に至り  
 ぬ。この敗走の間にも、彼等迷いて諸所方々に赴きしが、また五千人打殺され  
 ぬ。しかしてなおも落ち行く者共を人々追い駆け、他にまた二千人を殺せり。  
 四六 されば、ベンヤミンの諸所に於いて殺されし者は、合せて二萬五千人に上り  
 四七 しが、是いずれも武勇勝れし軍人なりき。<sup>四七</sup>しかしてベンヤミンの全員中、生  
 き残りたるは、僅かに免れて荒野に遁るるを得し六百人のみにして、<sup>17)</sup>彼等はレ  
 四八 ンモンの岩に、四箇月の間留まれり。<sup>17)</sup> <sup>四八</sup>さてイスラエルの裔等は、歸り行き

16) ペテ

ルの東

に位す

る村。

今なお

古名を

保持し

ている

17) この

邊には

大きな

洞穴が

いくつ

もある

て邑の生き残れる者をば、人をも畜をも劍もて討ち取り、ベンヤミンの邑々村々を、悉く猛火もて焼き盡しぬ。<sup>18)</sup>

### 第二十一章

ベンヤミンの絶滅を防がんとてその生き残れる六百人に妻を與う。

一 會てイスラエルの裔等、マスファにおいて誓いて曰く、「我等は誰も己が娘の中より  
 二 ベンヤミンの裔等に妻として與うることあらじ。」と。 三 さる程に彼等皆シロなる天主  
 の家に至り、その御眼前に夕暮まで坐し、聲を擧げて大いに泣き悲しみ始めつつ云いけ  
 るは、<sup>三</sup>「主イスラエルの天主よ、汝の民の間にかかる不幸起りて、今日我等の中より、  
 一つの族の除かるに至りしは何故ぞや。」と。 <sup>四</sup> 彼等乃ち次の日早く起きて祭壇を築き  
 其處において燔祭と和祭の犠牲とを献げ、さて云いけるは、<sup>五</sup>「イスラエルの諸族の中、  
 誰か主の御軍に加わりて上らざりしものあらん。蓋は彼等マスファに在りし時、大いな  
 六 誓を立てて、來らざる者は殺さるべしと約したればなり。」と。 <sup>六</sup>しかしてイスラエル

18) ベンヤミン族はみな惡事を働いた者を庇つたために、その罪に對する責任を分つことになり、罰せられた。いわゆる「他人の罪に組すること」に關する聖會の教を思い合せよ。

の裔等、その兄弟なるベンヤミンを思い、悲哀に驅られて云い出でけるは、

「イスラエルより、一つの族除かれたり。我等は皆相共に、我等の娘を彼等に與えざるべしと誓いたれば、彼等は何處より妻を娶るべきぞ。」と。八是に

いて彼等云いけるは、「イスラエルの諸族の中、マスファなる主の御許に上ら

さりし者は誰ぞや。」と。然るに視よ、ヤベス・ガラードの住民のその御軍に

加わらざりしこと知られたり。九（また人々がシロに居りしその時にも、視れば

彼等は一人だに其處に居らざりき。）一〇よりて彼等、武勇勝れし人々一萬を遣

し、之に命じて云いけるは、「往きてヤベス・ガラードの住民を、その妻子も

ろとも劍の刃にかけて討取れ。二但し汝等の守るべき事は是なり、男性、及び

男を知る女は、悉く之を殺すべし、されど處女は之を生かしおくべし。」と。一

三然るにヤベス・ガラードよりは、男の臥床を知らざる處女、四百人見出され

しかば、彼等之をカナアンの地なるシロの陣營に引き來れり。三次に彼等は

レンモンの岩に居るベンヤミンの裔等の許に使者を遣し、己等の穩かに彼等を

第二十

一章

民三

一・一

七、一

八。

一四 迎<sup>むか</sup>うべきことを之<sup>これ</sup>に命<sup>めい</sup>じぬ。一四<sup>一</sup>ベンヤミンの裔<sup>こ</sup>等<sup>ら</sup>乃<sup>すなわ</sup>ちその時<sup>とき</sup>に歸<sup>き</sup>參<sup>さん</sup>し、ヤベス・  
 ガラードの娘<sup>むすめ</sup>等を妻<sup>つま</sup>として與<sup>あた</sup>えられたり。されど同様<sup>どうよう</sup>に與<sup>あた</sup>うべき他<sup>た</sup>の者<sup>もの</sup>は、彼<sup>かれ</sup>  
 一五 等<sup>ら</sup>之<sup>これ</sup>を見<sup>み</sup>出<sup>いだ</sup>さざりき。一五<sup>一</sup>さればイスラエルは舉<sup>こぞ</sup>りて太<sup>いた</sup>く悲<sup>かな</sup>しみ、イスラエルよ  
 一六 り一族<sup>ぞく</sup>を滅<sup>ほろ</sup>ぼしたることを悔<sup>くや</sup>めり。一六<sup>一</sup>時<sup>とき</sup>に長<sup>ちやう</sup>老<sup>ろう</sup>等<sup>ら</sup>云<sup>い</sup>けるは、「妻<sup>つま</sup>を迎<sup>むか</sup>えざる  
 殘<sup>のこ</sup>餘<sup>り</sup>の者<sup>もの</sup>に就<sup>つ</sup>きては、我等<sup>われら</sup>如何<sup>いか</sup>にかすべき。ベンヤミンの女<sup>おんな</sup>は皆<sup>みな</sup>死<sup>し</sup>に絶<sup>た</sup>えたれ  
 一七 ば、一七<sup>一</sup>我等<sup>われら</sup>はイスラエルより一族<sup>ぞく</sup>の滅<sup>ほろ</sup>びざるよう、大<sup>おほ</sup>いに注<sup>こころ</sup>意<sup>よろ</sup>し、力<sup>ちから</sup>を盡<sup>つく</sup>して  
 一八 計<sup>はか</sup>らわざるべからず。一八<sup>一</sup>蓋<sup>けだ</sup>し我等<sup>われら</sup>は誓<sup>ちか</sup>い<sup>のろ</sup>いとを以<sup>もつ</sup>て約<sup>やく</sup>束<sup>そく</sup>し、一八<sup>一</sup>己<sup>おの</sup>が娘<sup>むすめ</sup>等<sup>ら</sup>の中<sup>うち</sup>  
 一八 よりベンヤミンに妻<sup>つま</sup>を與<sup>あた</sup>うる者<sup>もの</sup>は呪<sup>のろ</sup>われよかし。」と云<sup>い</sup>いたれば、我等<sup>われら</sup>の娘<sup>むすめ</sup>を  
 一九 彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>に與<sup>あた</sup>うる能<sup>あた</sup>はず。」と。一九<sup>一</sup>彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>乃<sup>すなわ</sup>ち相<sup>あ</sup>謀<sup>いは</sup>りて云<sup>い</sup>けるは、「ベテルの邑<sup>まち</sup>の  
 北<sup>きた</sup>、ベテルよりシケムに至<sup>いた</sup>る道<sup>みち</sup>の東<sup>ひがし</sup>、レボナの邑<sup>まち</sup>の南<sup>みなみ</sup>に位<sup>くら</sup>するシロには、視<sup>み</sup>  
 二〇 よ、例<sup>れい</sup>年<sup>ねん</sup>の主<sup>しゆ</sup>の祭<sup>まつり</sup>典<sup>り</sup>あり。」と。二〇<sup>一</sup>次<sup>つ</sup>いで彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>、ベンヤミンの裔<sup>こ</sup>等<sup>ら</sup>に命<sup>めい</sup>じて云<sup>い</sup>  
 二一 いけるは、「汝<sup>なんじ</sup>等<sup>ら</sup>行<sup>ゆ</sup>きて葡萄<sup>ぶ</sup>萄<sup>とう</sup>畑<sup>はたけ</sup>に隠<sup>かく</sup>れ、二一<sup>一</sup>シロの娘<sup>むすめ</sup>等<sup>ら</sup>が慣<sup>なら</sup>例<sup>れい</sup>に從<sup>したが</sup>ひ舞<sup>ま</sup>わんとて  
 出<sup>い</sup>で來<sup>きた</sup>るを見<sup>み</sup>ば、俄<sup>にわか</sup>に葡萄<sup>ぶ</sup>萄<sup>とう</sup>畑<sup>はたけ</sup>より出<sup>い</sup>で、各<sup>おの</sup>自<sup>の</sup>中<sup>うち</sup>より己<sup>おの</sup>が妻<sup>つま</sup>を執<sup>と</sup>りて、ベン

2) シロ  
 から北  
 東へ行  
 程一時  
 間の所  
 にあり



三三

ヤミンの地に行け。三もしその父兄來りて汝等の非を鳴らし、詰り始めなば、我等之に云わん、<sup>3)</sup> 彼等を憐め、蓋し彼等は戦争に勝てる権利<sup>3)</sup>によりて女等を引き行きしに非ず、彼等が之を請い受けんとしたるに、汝等與えざりして、罪は汝等の側にあるなり。<sup>4)</sup>』と。<sup>三三</sup> 茲においてベン

三二

ヤミンの裔等、命ぜられたる如くに爲し、その人數に従いて、舞える者の中より各自妻を引き行きて己が領地に入り

三四

呂々を建てて其處に住みたり。<sup>三四</sup> かくてイスラエルの裔等族毎に、家毎に、それぞれ己が天幕に歸り行きぬ。その頃はイスラエルに王あらずして、人各自、己の正しと思ふ所を行いしなり。<sup>5)</sup>

3) 戦勝権という語は暗にヤベスとの戦をさしている。ベンヤミンはこれによつて婦女子を得ることになつた。4) 彼らは不幸である。汝らは誓約に妨げられて、己が娘を彼らに與えることができなかつた。5) 筆者はその記事を終るに當つて、上記のような憎むべきことは、王権によつて保證されるような、秩序ある國政の下においてなら、決して行われなかつたであらうと斷じている。